

別紙 公募テーマ

番号	テーマ名	事業概要	担当課室厚生局
○自治体支援			
(地域マネジメント)			
1	「効果的な施策を展開するための考え方の点検ツール」の都道府県による市町村支援への活用に関する調査研究	<p>○ 地域包括ケアシステムの構築や団塊ジュニア世代全員が65歳以上となる2040年への一層の深化に向けては、各市町村がその進捗状況を自己評価し、自らの施策を顧みることができる評価指標や評価スキームが求められるが、これに応えるため、「効果的な施策を展開するための考え方の点検ツール」を作成し、令和5年度の第9期介護保険事業計画の策定において市町村での活用を慫慂したところである。</p> <p>○その結果、活用した市町村等及び都道府県において、計画策定への反映をはじめとして一定の成果が見られていることから、本調査研究ではこれを発展させ、都道府県による市町村への地域包括ケアシステムの構築支援において活用することを念頭に、モデル実施を行うとともに、有識者委員会を設置し、本ツールを導入として、国及び都道府県等が実施する市町村支援への有機的な連携の可能性について検討を行う。</p> <p>○2025年(令和7年)度には地域包括ケアシステム構築の目安の年度となり、かつ第10期計画の策定準備年となることから、その際には都道府県から市町村への支援を通じて「効果的な施策を展開するための考え方の点検ツール」が広く活用されるよう、都道府県向けの活用事例集をまとめる。</p> <p>【本事業の特記条件】 令和3～5年度老健事業による「効果的な施策を展開するための考え方の点検ツール」を用いた調査研究であること ※協議額上限20,000千円を超えた応募額を可能とする</p>	総務課
2	地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた市町村の地域デザイン力を高める共創コミュニティによる支援に関する調査研究	<p>地域包括ケアシステムの深化・推進を図るため、市町村において、地域の実情に即した施策を広く展開するための「地域デザイン力」が重要であり、地域づくり施策の推進が必要とされている。</p> <p>そこで、令和4、5年度に実施した事業による、ロジックモデルの作成を通じて、基本的な地域の課題把握の仕組みや庁内外とのネットワーク体制整備などを図る支援について、より発展させることを目的とするとともに、過去に支援を受けた市町村の経験やノウハウをさらに他自治体同士のコミュニティ(地域包括ケア政策形成コミュニティ)のネットワークを通じて、自治体間の「学びあい」による相互協力による政策形成について実証的に調査研究を実施する。</p> <p>この仕組みを活用し、全国16市区町村程度をモデルとして、各自治体における地域デザイン力強化に必要なプロセスとノウハウを共有化する知見をまとめる。</p>	総務課
3	第10期介護保険事業計画の策定を見据えた人口及び地域資源の減少が進む中山間地域における介護保険者の必要なサービスの提供確保に関する調査研究事業	<p>人口及び地域資源が減少傾向にある中山間地域では、一部地域において介護保険サービス提供の確保が困難となっている。居宅サービスの提供が困難なため、軽度者であっても地域外の施設入居を余儀なくされる事例もみられる。</p> <p>市町村の中には、近隣の市町村と連携・共同してのサービスの提供を模索しているが、こうした市町村間の連携・共同には、高度なマネジメントが要求される。</p> <p>このような背景を踏まえ、中山間地域等の市町村における介護保険サービスの実態、特に市町村間の相互利用状況や、そのマネジメントのあり方について検討する必要がある。</p> <p>本事業においては、第10期介護保険事業計画の策定を見据え、中山間地域等を対象に</p> <ol style="list-style-type: none"> ①市町村間の連携・共同の実態に関する調査の実施と好事例のヒアリング ②市町村職員や有識者等との意見交換の実施 ③新たなマネジメントモデルの検討と市町村の意思決定の基盤となる考え方を整理 ④都道府県及び地方厚生局による支援のあり方について検討 ⑤①から④について報告書として取りまとめる。 <p>【本事業の特記条件】 近畿厚生局と連携して事業を進め、主たる対象地域としては小規模自治体が集中している奈良県吉野郡(3町8村)を想定している。</p>	近畿厚生局

番号	テーマ名	事業概要	担当課室厚生局
4	高齢期の虚弱や骨折予防に重点を置いた医療と介護を通じた予防事業の有効な展開のための自治体支援等に関する調査研究事業	<p>【テーマの問題意識】 後期高齢期において大腿骨折等によって入院や要介護状態になるケースが多く、その予防を図ることは重要な課題となっている。こうした中で、全国に先行して人口減少・高齢化が進む中山間地域が多い中国地方において、限られた地域の資源を有効に活用し、高齢期におけるフレイルやロコモの予防を図る体制づくりを進めていくことが重要な課題となっている。</p> <p>このため、市町村において医療と介護を一体的に実施する体制を構築するとともに、KDBのデータ等を有効に活用し、健診や保健事業、介護予防といった医療・介護の制度の有機的な連携を図りつつ、高齢期を通じて虚弱、骨粗しょう症、骨折等の実践的な予防プログラムを構築していくことが求められる。</p> <p>こうしたことから、高齢期におけるフレイルやロコモの予防を軸とし、さらに高齢者の日常生活や社会参加の支援も視野に置いて多機能の拠点づくりを行うこととし、自治体や医療福祉関係のほか、地域の民間事業者等も含めた多様な主体が連携・協働を図るモデル的な取組の創出を目指すものとする。これにより、中山間地域の活性化や地域振興にも資するものとし、さらに管内における横展開を図り、全国的な普及につなげるものとする。</p> <p>【実施すべき内容】 有識者・実践者等による検討委員会を設置のうえ、各地区の実情を的確に把握しながら需要に即したモデル事業を規模の異なる自治体において展開する。具体的には、KDBを活用したデータ分析による地域の実情の把握、医療と介護の他部門の課題認識の共有、制度・事業の連携、民間事業者等との協働による実践的な手法の開発、効果分析を行い、これらの成果を地域の関係者を対象とした報告会を実施すること等により、効果的な横展開を図る。</p> <p>【成果物の体裁】 中国地方における他の自治体の参考となるよう、モデル実施した事例の分析等について報告書にまとめる。</p> <p>【本事業の特記条件】 中国四国厚生局の管内において事業を行う計画となっていること</p>	中国四国厚生局
5	中山間地域等における医療機関等と連携したリエイブルメントの取り組みについての調査研究事業	<p>本調査研究では地域資源の少ない中山間地域等でリエイブルメントの取り組みの促進を図るため、事業を行う際の医療機関等との協力・連携の実態を知るとともに参考事例の収集を行い、報告書としてとりまとめるとともに年度内に報告会を実施すること。また調査は、有識者・実務者等による検討委員会を設置し、自治体、医療機関等に対してアンケートを行い事例収集すること。</p> <p>【本事業の特記条件】 本事業における検討会には、医療的視点をもって介護予防事業等に関与する有識者が委員として参加すること。四国厚生支局の管内にて事業を行う計画となっていること。</p>	四国厚生支局
(指導監査等)			
6	事務受託法人を活用した運営指導の効率性の向上等に関する調査研究事業	<p>介護保険施設等に対する運営指導については、近年、「介護保険施設等運営指導マニュアル」の発出等により自治体における指導の標準化・効率化を図ってきたが、対象事業所数増加や自治体のマンパワー不足等により、国が定める頻度の運営指導を行っていない自治体が依然として一定数見られるところである。</p> <p>介護保険法では、運営指導業務の一部を委託できる「事務受託法人制度」があり、指導事務の効率性の向上や、一定のスキルを有する指導担当者による指導の標準化等による指導監督の強化につながることから、国としても推奨しているところであるが、制度活用自治体は少数に止まっている。</p> <p>そのため、制度活用自治体に対するインタビュー調査等により、委託までのプロセス(自治体内でのコンセンサス、財政当局へのプレゼンなど)、実施メリット(過誤調整額や指導の標準化例など)等を詳らかにした上で、制度導入を検討する自治体にとって有用な事例集を成果物としてまとめる。</p>	総務課介護保険指導室

番号	テーマ名	事業概要	担当課室厚生局
(その他)			
7	ロジックモデルの活用による介護保険事業計画に係るPDCAサイクルの推進に資する調査研究事業	<p>第9期介護保険事業計画作成においてロジックモデルを活用している自治体の事例等を踏まえて、市町村においてロジックモデルを活用した介護保険事業計画をどのように作成していくとよいのかについて整理したガイド(自治体の規模や体制など市町村の実情に応じて活用しやすい選択肢を提示するもの)を作成する。</p> <p>また、ロジックモデル等を活用して、データによる地域分析をしながら、効果的に事業評価や見直しを行うことを推進するための研修を都道府県や市町村に行い、研修の成果も踏まえた分析ツールの改善や、ロジックモデルを活用した計画のPDCAサイクルを市町村の実情に応じて推進するためのマニュアル作成を行う。</p> <p>なお、ロジックモデルを活用した分析ツールは、「保険者シート」や地域包括ケア「見える化」システムのデータソース等を活用し、ロジックモデルで整理した指標を地域間比較するなどにより、データに基づく事業評価に資するものとする。</p>	介護保険計画課
8	第10期介護保険事業計画の作成に向けた手引き作成に資する調査研究	<p>第10期介護保険事業計画に向けて、以下の点を踏まえた手引きを作成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 第9期介護保険事業計画に係る国の基本指針において記載を充実した内容について、課題や具体的な事例を踏まえて、計画に記載する具体的な内容や進捗管理方法を分かりやすく提示 第10期介護保険事業計画の作成に向けて留意すべきポイント(かかりつけ医機能制度における協議、認知症施策基本法の施行など)を分かりやすく整理 計画作成のために実施する各種実態調査の効果的・効率的な実施方法や調査結果の計画への反映方法を分かりやすく提示 地域包括ケアシステムの構築状況を点検するために有効な点検ツールなど計画作成に活用できる複数の効果的なツールについて、活用の仕方などを分かりやすく整理して提示 第9期介護保険事業計画に向けて作成された手引き等について、自治体に対するヒアリング等を実施することにより、自治体の規模や体制など実情に応じて、より効果的・効率的に介護保険事業計画を作成することに資するものとなるよう検討 	介護保険計画課
9	地域包括ケアシステムにおける分野横断的連携のあり方に関する調査研究事業	<p>各自治体では、団塊の世代が後期高齢者となる2025年を目途に、地域の特性を踏まえた地域包括ケアシステムの構築に取り組んでいるところ、「ポスト2025年」においては、多くの地域で高齢者人口がピークを迎え、高齢者数の高止まりに対応する医療・介護等のサービス提供体制の維持が求められるところ、今後、生産年齢人口が急速に減少する中、各種専門職の人材確保が極めて困難になることが予想される。</p> <p>このような状況の中、高齢者のみならず、障がい者や生活困窮者などを含めた幅広く多様なニーズに対応できる多機関連携・多職種連携の体制づくりは喫緊の課題であり、65歳を基点とする制度間の接続の問題など、分野(制度)横断的なニーズに対応可能な地域包括ケアシステムをどのように構築、深化させることができるかが大きな課題となる。</p> <p>本調査研究は、人口減少局面にある北海道における「ポスト2025年」を見据え、高齢者人口はピークを迎えるものの高齢者数が高止まる状況に対応すると同時に、障害福祉や生活困窮など、分野(制度)横断的なニーズに対応可能な地域包括ケアの体制整備に向けて、地域の限られた人材・資源を活用し、他分野・他制度とスムーズに接続できるネットワークと仕組みをつくるための実践的な方法論について検討することを目的とする。</p> <p>検討に当たっては、自治体等に対するアンケート調査及びヒアリング調査を実施し、有識者等で構成する検討委員会において議論し、成果を報告書として取りまとめるとともに、道内市町村における地域包括ケアシステム推進担当職員、地域包括支援センター職員等を対象とする研修等で事例検討用教材として活用可能な資料を作成する。</p> <p>【本事業の特記条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> 北海道厚生局が管轄するエリアにおいて調査等を行う計画となっていること。 	北海道厚生局

番号	テーマ名	事業概要	担当課室厚生局
10	関係省庁の連携による中山間地域等における高齢者等の移動手段確保に向けた支援に関する調査研究事業	<p>【テーマの問題意識】 中国地方は、中山間地域等を多くかかえ、公共交通路線は厳しい赤字状況が続き、コミュニティーバスやデマンド交通も利用減にあえぐ状況にある。こうした中山間地域等の住民、特に免許返納を行う必要が生じた高齢者にとって、移動手段をどう確保していくかは、持続可能な地域づくりに向け、避けて通れない課題となっている。</p> <p>そのため、中国地方の各市町村において、高齢者の移動手段の確保に向けた検討が必要となっているが、検討を行うにあたっては、道路運送法等の交通施策と介護予防・日常生活支援総合事業等の高齢者福祉の両方の知識が必要となるためハードルが高い。</p> <p>【実施すべき内容】 国土交通省において発出された運用見直し通知の関係者への説明も含め、中国運輸局等と連携して、高齢者等の移動手段確保を進めていこうとしている市町村に対し、運用見直しを踏まえたアドバイザー等による相談等支援の実施、総合相談会の開催など、市町村への支援を実施する。</p> <p>【成果物の体裁】 中国地方において、移動手段確保に向けた問題解決を目指す他の自治体の参考となるよう、支援事例等について報告書にまとめる。</p> <p>【本事業の特記条件】 中国四国厚生局の管内において事業を行う計画となっていること</p>	中国四国厚生局
○地域包括支援センター			
11	地域包括支援センターにおける介護予防サービス計画等の作成へのリハビリテーション専門職の効果的な関与やAI・ICT等を活用した効率化に関する調査研究事業	<p>○地域包括支援センター（以下、センターとする）については、総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援、介護予防ケアマネジメント等の業務を適切に実施するため、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の三職種を必置としているが、これに加え、市町村が地域の実情に応じて、リハビリテーション専門職（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士を指す）を配置することも可能としている。</p> <p>○センターにおける介護予防ケアマネジメント等の業務にリハビリテーション専門職が関与することは、介護予防ケアマネジメント等の質向上を図るため有益であると考えられるが、リハビリテーション専門職をセンターに配置している市町村はまだ少ない。</p> <p>○また、センターには配置せずともリハビリテーション専門職を介護予防ケアマネジメント等の業務に活用している市町村もある。</p> <p>○一方で、AI・ICT等を活用することで、介護予防ケアマネジメント等の質向上や効率化を図る試みをしている市町村もある。</p> <p>○そこで、本事業では、介護予防ケアマネジメント等の質向上や効率化を図るための効果的な手法を検討するため、リハビリテーション専門職の関与やAI・ICT等を活用について、以下を実施する。</p> <p>①リハビリテーション専門職の介護予防ケアマネジメント等への関与やICT等の導入状況に関するセンターへのアンケート調査 ②リハビリテーション専門職を配置しているセンターやICT等を導入している市町村へのヒアリング調査 ③学識経験者、有識者等により構成される委員会及び介護予防サービス計画等作成の効率化に資するAI・ICT等を導入するにあたっての課題などを整理・分析するための部会の設置 ④①②の調査結果や③での検討結果をもとに介護予防ケアマネジメント等の質向上や効率化を図るための効果的な手法をとりまとめたハンドブックを作成 ⑤①～④を報告書として取りまとめる</p>	認知症施策・地域介護推進課

番号	テーマ名	事業概要	担当課室厚生局
12	高齢者の孤独・孤立対策や家族介護者支援に資する地域包括支援センター及び生活支援コーディネーターのネットワーク機能と地域における民間事業者の取組みとの連携による見守り活動等の充実に関する調査研究事業	<p>○今後、単身・高齢者のみ世帯の増加が見込まれる中、地域包括支援センター（以下、センターとする。）が総合相談支援業務として行う継続的な見守り活動は重要な活動であり、孤独・孤立対策の重点計画にも位置づけられている。</p> <p>○また、家族介護者支援の観点からも見守り活動の充実は、就業する家族や遠方に住む家族の心理的負担軽減等にも資するものと考えられる。</p> <p>○センターが行う総合相談支援業務では、介護サービス事業者、医療機関、民生委員、高齢者の日常生活支援に関する活動に携わるボランティアなど地域における様々な関係者のネットワークの構築を図っており、こうしたネットワークを活用した支援を展開している一方で、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）は、地域にあるフォーマルな社会資源のみならず、地域の様々なインフォーマルな社会資源とのネットワークを構築している。また、民間事業者においても単身高齢者等の見守りサービス等独自に展開している事例もある。</p> <p>○こうした各プレイヤーが行う取組やネットワーク等を活用することで、今後増加が見込まれる単身高齢者等の支援等について、それぞれの強みを活かし、限られたリソースで有効かつ効率的な支援の展開が期待できる。本事業では、こうした3者の連携の可能性について、アンケートやヒアリングをとおして模索し、効果的な支援の手法等について検討するため、以下を実施する。</p> <p>①各センターに対して、生活支援コーディネーターや地域の民間事業者との連携状況等に関するアンケート調査 ②センターやセンターが所在する市町村の生活支援コーディネーター及び民間事業者に対するヒアリング調査 ③3者の連携による効果的な手法等を取りまとめたハンドブックの作成 ④①～③について報告書として取りまとめる</p>	認知症施策・地域介護推進課
13	地域包括支援センターにおける地域アセスメントの視点を踏まえた人材育成のための調査研究事業	<p>○地域包括支援センター（以下、センターとする。）は、地域包括ケアシステムの中核機関として位置付けられており、その役割を発揮することが期待されており、高齢者の個別の課題解決のみならず、地域全体のニーズ等を把握し、マクロな支援を行うための地域アセスメントを行い、地域の課題解決をすることも重要である。</p> <p>○一方で単身高齢者の増加や生産年齢人口の減少、認知症高齢者の増加など人口構造や社会情勢等が変化中、センターは複雑化・多様化した個別の課題に対応するため、多くのリソースを割かれており、一定程度業務負担となっている現状もある。</p> <p>○そのため、業務負担の軽減にあたっては、昨年成立した「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」の施行により、指定介護予防支援を指定居宅介護支援事業者が指定を受けることが可能となることや総合相談支援事業の一部委託を可能とするなどセンターの業務負担軽減の取組が進められるところである。</p> <p>○こうした取組を進めつつセンターが、地域アセスメントの視点を持った支援を実践するためには、地域や関係機関等とのネットワークからのニーズの把握を通じて、地域アセスメントの視点を持てる人材を育成する必要がある。</p> <p>そこで、本事業では、そうした職員の資質の向上を目的に以下を実施する。</p> <p>① 地域アセスメントの実践についてデスクリサーチによる文献調査 ② 地域アセスメントを実践しているセンターへのヒアリング調査 ③ 事業全体を検討する委員会及び研修テキストの作成のための作業部会の設置 ④ 研修テキストの作成 ⑤ ①～④を取りまとめた報告書の作成</p>	認知症施策・地域介護推進課

番号	テーマ名	事業概要	担当課室厚生局
14	地域包括支援センターにおけるICTの導入促進のあり方に関する調査研究	<p>地域包括支援センター(以下、「センター」という。)においては、センター職員(以下、「職員」という。)の業務負担の軽減が大きな課題となっている。令和5年度に実施した「地域包括支援センターの機能強化に向けたICTの活用に関する調査研究」事業によるセンターへのアンケート結果等を通じて、ICT活用による業務負担軽減等の効果が期待されるものとして、「場所を問わない利用者情報の記録や共有」、「外部機関との情報連携」、「音声入力の活用」などの導入希望が高いにも関わらず、あまり導入が進んでいないものがあることが明らかとなった。そこで今後更なるICTの導入促進を図る観点から、次のとおりモデル的にICTの導入を行い、更なる問題点の検証とその対応策等を検討する。</p> <p>【実施すべき事業内容】 センター(1～2か所)において、モデル的にICTの導入を行い、その実施過程を通して、導入プロセスにおける課題への対応策の検討を行うとともに、導入後の効果(業務時間の削減、業務の効果的な実施など)の検証を行うことで、ICT導入による効果を可視化する。またセンターが市町村等に求める支援として、「職員向け研修の開催」もアンケートの上位に挙げられたことから、上記のモデル的なICTの導入においてセンター向け職員への研修を試行的に実施し、職員に対する効果的な情報提供のあり方についても検討を行う。</p> <p>なお、これらの調査研究に係る事業報告会を開催するとともに、調査結果に係る報告書を作成する。</p> <p>【本事業の特記条件】 ・九州厚生局の管轄エリアにおいて調査等を行う計画となっていること。 ・九州厚生局が検討委員会等へ参加のうえ、意見を述べる事が出来ることとする。</p>	九州厚生局
○ケアマネジメント			
15	適切なケアマネジメント手法の策定、普及推進に向けた調査研究事業	<p>ケアマネジャーが行うケアマネジメントのバラツキを最小限に留める観点から、高齢者本人の状態や有する疾患によらず共通して重視すべき視点等を整理した「基本ケア」と、疾患に特有な検討の視点等を踏まえた「疾患別ケア」に整理し、想定される支援内容を体系化した「適切なケアマネジメント手法」を策定し、普及促進を図ってきた。</p> <p>令和6年度から、「適切なケアマネジメント手法」が盛り込まれた介護支援専門員法定研修が開始されることを踏まえ、当該手法の更なる普及・定着が図られるよう、初任段階のケアマネジャーや多職種の理解を深め活用を促進しやすくするための方策(疾患別ケアに関連するツールの作成)を進めるとともに、保険者や他の職域団体との連携・協働を見据えた手法の活用事例に関する調査、連携方法の整理を行う。加えて、手法の知見の拡充や現場で活用可能なシステム体系の検討及検証等を実施し、報告書を作成する。</p> <p>【本事業の特記条件】 ・協議額上限20,000千円を超えた応募額を可能とする。</p>	認知症施策・地域介護推進課
16	AIを活用したケアプラン作成支援に係るケアプランデータの利活用に関する調査研究事業	<p>ケアプランの作成は、ケアマネジメントの中でも負担感の高い業務であるとともに、ケアマネジャーによるバラつきも多いと言われており、AIを活用することへの期待が高い。これまで、ホワイトボックス型AIによるケアプラン作成支援の検討を進めてきたところ、一定の活用の可能性は示唆されたものの、ケアプランデータの収集やケアプランに記載された文字情報の機械学習に適したラベリング、アセスメントデータの標準化、教師データの定義など、社会実装への課題は多い。</p> <p>令和6年度においては、上記の課題に対応するため、介護情報基盤の整備も見据え、ケアプラン作成支援に資するAI開発に向けた基盤整備に向け、ラベリング、アセスメントデータ、教師データのあり方等について、AI利用におけるケアマネジャーの意見も踏まえた上で検討し、報告書を作成する。</p> <p>【本事業の特記条件】 ・ AIエンジンの開発・改良を行うことができること ・ 調査研究実施に際してデータを保有する法人、介護保険事業者に協力を得ることができること ・ 平成28年度から老健事業で行っている「適切なケアマネジメント手法の策定に向けた調査研究」の項目をAIエンジン開発に活用すること</p>	認知症施策・地域介護推進課

番号	テーマ名	事業概要	担当課室厚生局
17	ケアプラン点検に係るマニュアル及びAIを活用した支援ツールに関する調査研究事業	<p>令和5年度事業において、ケアプラン点検支援マニュアルの見直し、ケアプラン点検項目のブラッシュアップ及びケアプラン点検支援ツール(Excel版)の改善に向けた検討をおこなったところ、令和6年度においては、点検支援ツールのバージョンアップに向けたデータ収集と実装に向けた開発、ケアマネジャーのセルフチェックに活用できるツールの検討、点検支援マニュアルや点検項目等を活用したケアプラン点検に係る保険者向け研修等を実施し、報告書を作成する。</p> <p>【本事業の特記条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ AIエンジンの開発・改良を行う事が出来ること ・ 保険者が保有するケアプラン点検結果を1,000件以上利用可能なこと ・ 実施に際して、保険者の協力を得ることが出来ること ・ 協議額上限20,000千円を超えた応募額を可能とする 	認知症施策・地域介護推進課
18	居宅介護支援へのテクノロジーの活用に関する調査研究事業	<p>今後、要介護高齢者の増加が見込まれる一方、居宅介護支援に従事するケアマネジャーの人材確保が難しいとの指摘があり、限られた人材で質の高いケアマネジメントを実現していくためには、日々の業務のあり方そのものを見直していく必要がある。居宅介護支援においては、ICT機器を活用した場合の通減制の緩和(令和3年度改定)、一定の要件を設けた上でのオンラインモニタリングの導入(令和6年度改定)など、テクノロジーの活用を踏まえた介護報酬上の見直しを行っているところであるが、今後も、テクノロジー等も活用し、ケアマネジャーの負担軽減や業務効率化を図っていく必要がある。</p> <p>近年の介護現場においては、介護ロボット、センサー、AIなど、様々なテクノロジーが活用されているところであるが、居宅介護支援においても、こうしたテクノロジーの活用が図られるよう、ケアマネジメントにおいてテクノロジーの活用をさらに進めていく上での課題等について整理し、報告書を作成する。</p>	認知症施策・地域介護推進課
19	居宅介護支援事業所における業務実態等に関する調査研究事業	<p>ケアマネジャーの人材確保の困難さや業務の広がりや指摘される中、ケアマネジャーの負担軽減や魅力の向上を図っていくことは喫緊の課題である。</p> <p>このため、人材確保が困難な地域におけるケアマネジメントの現状、ケアマネジメントの質の向上に関する課題、令和6年度介護報酬改定における影響等について調査を行うとともに、調査を通じて明らかになった課題等について、ヒアリング等により事例把握を行う。また、有識者による検討委員会を設置し、上記の調査やヒアリングの結果を踏まえ、ケアマネジメントの質の向上及び人材確保をさらに進めていく上での課題等について整理し、報告書を作成する。</p>	認知症施策・地域介護推進課
20	介護支援専門員法定研修の効果的な実施に関する調査研究事業	<p>主任介護支援専門員を含む介護支援専門員については、専門性の確立の観点から更新制を導入して定期的に所定の研修の受講を求めることにより、その資質の確保・向上に重要な役割を果たしてきたところ。</p> <p>一方、法定研修については、オンライン研修の推進や地域医療介護総合確保基金の活用による受講者の負担軽減を図ってきたところだが、研修の内容、研修時間の長さ、受講料など様々な指摘がなされているところであり、より充実した満足感のある研修にしていくための方策を検討する必要がある。</p> <p>このため、各都道府県における介護支援専門員の法定研修について、受講者の満足度や評価、受講料に地域差が生じる要因等について調査を行うとともに、好事例を収集することにより、法定研修の受講環境の改善に向けた方策を検討し、報告書を作成する。</p>	認知症施策・地域介護推進課

番号	テーマ名	事業概要	担当課室厚生局
○地域共生社会			
21	地域共生社会の実現を見据えた地域包括ケアの全国普及に関する事業	高齢者を含む誰もが、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域包括ケアシステムの構築を引き続き推進するとともに、今後の人口減少社会を見据えながら、地域共生社会の実現を目指した展開が求められる。地域包括ケアや地域共生を先行して進めている自治体の取組事例、地域包括ケアの深化・推進に向けた課題等について、関係者が交流して意見交換ができるよう全国的なシンポジウムを開催するものである。	総務課
22	老人クラブにおける効果的な活動促進に関する調査研究事業	○令和5年度の本調査研究において、老人クラブの効果的な活動促進に向けた活動実態の調査を行い、生活支援・介護予防に資する活動に着目した指標の検討や、地域共生社会に向けた今後期待する老人クラブの役割の整理等を行ったところ。 ○上記の調査研究の成果が実効的かつ効果的に活かされるよう、有識者等による検討会を設置した上で、活動指標に基づいた老人クラブ活動のモデル実施を行い、実効性ある活動指標の精査、PDCAに資するチェック項目や様式、点検スキームの検討を行うとともに、検討状況に応じて補完すべき実態調査や地域差分析、効果的な広域実施の方法の検討等を行い、老人クラブ活動の促進策等の検討を行う。 【本事業の特記条件】 令和5年度の事業の成果を十分に踏まえて実施すること。	認知症施策・地域介護推進課
23	全国における地域リハビリテーション体制の調査研究事業	地域リハビリテーションについては、市町村が実施する地域リハビリテーション活動支援事業において、推進を行っているところである。また、「地域リハビリテーション推進のための指針」において、都道府県の体制整備についてもお示ししている。 地域リハビリテーション体制の構築には、都道府県と市町村が連携をとる必要があり、さらに、都道府県医師会や郡市区等医師会、理学療法士会、作業療法士会、言語聴覚士会、介護支援専門員協会等の関係団体及び医療機関または介護保険施設等との協力体制を構築することが、地域リハビリテーションの推進に重要である。 今般、第9期介護保険事業計画の基本指針において地域リハビリテーションの更なる推進について、お示したところである。そのため、本事業では、自治体及びリハビリテーション協議会の協力団体（都道府県医師会、理学療法士会、作業療法士会、言語聴覚士会、介護支援専門員協会等）への研修を行うとともに、一部自治体において伴走支援を行い、地域リハビリテーション体制構築を推進する。 【本事業の特記条件】 ・令和4年度以前に、老人保健健康増進等事業等で作成した、地域におけるリハビリテーションに関するマニュアルや手引き等を踏まえた研修とすること。 ・本事業の企画立案に当たって、自治体や関係団体の有識者等を参画させること。	老人保健課
24	訪問看護及び療養通所介護の役割と他サービスとの連携体制構築に関する調査研究事業	訪問看護及び療養通所介護は、医療ニーズのある利用者や中重度要介護者、看取り等へ対応するとともに、他の介護サービスや障害福祉サービス等と連携することで、包括的に利用者の在宅における療養生活の継続を支えとともに、地域共生社会の構築を担っている。そのため、他の介護サービスや障害福祉サービス等と連携するにあたって効果的・効率的な事業所運営のあり方や連携システムを検討が求められている。 そこで本事業では、訪問看護と他の介護サービス及び療養通所介護と障害福祉サービスの連携における運営上の課題やニーズ等、サービスの質を確保するための人材の資質、連携システムの実態を調査し、今後、訪問看護及び療養通所介護が地域で求められる役割を果たしていくための方策を提言する。 【本事業の特記条件】 検討にあたっては、関係者や有識者等からなる検討委員会を設置すること。	老人保健課

番号	テーマ名	事業概要	担当課室厚生局
○介護サービス共通			
25	介護保険施設等におけるリスクマネジメントの推進に資する調査研究事業	<p>○本事業において、有識者による意見を踏まえ、平成24年度老健事業において作成した「特別養護老人ホームにおける介護事故予防ガイドライン」の見直しについて検討するため、施設等における事故発生時の対応と再発防止策の体制整備の事例を施設へのヒアリング等で収集し、好事例集としてとりまとめ、必要に応じて全介護事業所向けのガイドラインへと見直しを行う。また、別に予定している介護現場におけるリスクマネジメントに関する議論のための基礎資料とするために、介護サービス事業所及び自治体等の同意を得て、事故報告の内容(調査項目、報告事項等)についてデータ収集を行う。</p> <p>【本事業の特記条件】 ○有識者検討委員会を設置し開催した経験や、介護現場等におけるリスクマネジメントに関する調査研究事業に係る経験があることが望ましい</p>	高齢者支援課
26	「介護職員等処遇改善加算」移行予定調査事業	<p>①テーマの問題意識 令和6年6月以降、処遇改善関連加算について、現行の各加算・各区分の要件及び加算率を組み合わせた4段階の「介護職員等処遇改善加算」に一本化を行う(令和6年度末まで経過措置期間)。 その際、要件の再編等を踏まえ、賃金体系や昇給の仕組み等の整備をしていない事業所を中心に対応を促し、新加算への円滑な移行や、より上位の区分の加算取得を実現していただく必要がある。 そのため、令和6年度末までの経過措置を通じて、令和7年度に向けた新加算への移行計画の有無・内容等の調査を実施して施策の立案に生かすとともに、準備が不十分な事業所を必要な支援に繋げ、加算率を維持・向上させる必要がある。</p> <p>②実施すべき事業内容 ・新加算への移行計画(移行予定の区分、移行時期、新加算の要件の認識、必要な対応の実施予定等)の有無・内容等の調査 約2万件程度 ・新加算への移行に向けた必要な情報提供や窓口の紹介(上記の調査と同時に行う) ※事業者に対する必要な情報提供や、更なる照会先の紹介等を同時に行う観点から、調査手法は電話で行うこととする。 ※調査対象の選定や、電話番号等の必要情報の提供は老健局において行う。</p> <p>③成果物の体裁 調査結果の適時の報告を行うとともに、結果を報告書にまとめる。</p>	老人保健課
27	人員配置基準のいわゆるローカルルールの把握・整理	<p>①テーマの問題意識 広域展開している法人において、自治体によって人員配置基準の解釈が大きく異なることが負担であるという声がある。地方分権が進む中で、介護現場において支障がない限り、自治体ごとに創意工夫を行うことは重要であるが、令和6年度介護報酬改定に関する審議報告において、「人員配置基準について、自治体ごとに異なる解釈や取扱い(いわゆるローカルルール)が行われている状況について、引き続き実態の把握を行うとともに、その結果も踏まえて必要な対応を検討していくべきである。」とされたことも踏まえ、いわゆるローカルルールについて、一層の実態把握や事例等の収集・整理・分析等を行う。</p> <p>②実施すべき事業内容 人員配置基準に関するいわゆるローカルルールについて、事業者からの意見募集窓口の開設、受け付けた意見の整理・分析、有識者・事業者団体・自治体関係者からなる検討会の設置、都道府県・市町村等からのヒアリング等を行う。 その結果を踏まえて、いわゆるローカルルールが特に多いと考えられる基準について、自治体における解釈や判断基準について整理・分析を行い、考えられる対応案について検討する。</p> <p>③成果物の体裁 検討会での議論を踏まえ、報告書を作成する。</p>	老人保健課 認知症施策・地域 介護推進課 高齢者支援課

番号	テーマ名	事業概要	担当課室厚生局
28	科学的介護情報システム(LIFE)データを活用した栄養ケアの評価に関する調査研究事業	<p>令和3年度の介護報酬改定により科学的介護情報システム(LIFE)の運用を開始し、介護事業所・介護保険施設により提出されたデータが蓄積されてきている。科学的介護の推進にあたっては、当該データを元にどのような介護が利用者の栄養評価又は栄養改善に有効か分析を行う必要がある。</p> <p>本事業においては、LIFEデータ等を活用し、各介護事業所・介護保険施設における効果的・効率的な栄養サービスの方法やその効果の調査及び検討を行い、今後の介護報酬改定を見据え、科学的な栄養ケアマネジメントの実施に資する基礎的資料を得ることを目的とする。</p> <p>具体的には、介護保険施設を対象に栄養ケアサービスの実施状況の調査を行う。その上で、当該施設利用者の要介護度や栄養状態等に関する経時的なデータ分析等を実施し、効果的な取組方策を具体的に提案する。取組方策の提案にあたっては、10カ所以上の介護保険施設においてヒアリングや利用可能性の検証を行うこと。</p> <p>【本事業の特記条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> 科学的介護情報システム(LIFE)データ等を活用し、データ分析を実施して成果を得られる体制を有していること。(必要なデータの二次利用等の利用申請等のスケジュールを提出すること)。 介護に関して多くの知見を有する組織であって、これまで、医療・介護に係るケアの実態調査等に関する経験・知見等を有する者による事業の実施が望ましい。 検討にあたっては、関係者や有識者からなる検討会を設置し、検討すること。 	老人保健課
29	認定調査員人材の紹介に関する調査研究・実証事業	<p>要介護認定事務については、認定審査会の簡素化等により、適正かつ迅速な認定に向けてこれまで取り組んできたところではあるが、要介護認定の申請件数の増加に伴い、自治体の負担も増加している。要介護認定に要する期間については、令和3年度及び令和5年度の地方分権改革の地方からの提案で課題として取り上げられており、これまでの取組に加えて一層の取組が求められている。</p> <p>要介護認定に係る事務負担の原因として、認定調査を実施する人材の不足が挙げられており、当該人員の確保は大きな課題である。</p> <p>本事業では、有識者による検討会を設け、認定調査員の要件を満たす者の関係団体(日本介護支援専門員協会、全国自治体退職者会及び日本介護福祉士会を想定)の協力のもと、認定調査員人材を自治体がより確保しやすくするための方策(例えば、無料職業紹介事業等)に関する調査研究及び実証を行う。その上で、具体的な確保の方策についての提案を行うことを目的とする。</p> <p>【本事業の特記条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> 要介護認定事務に関して、多くの知見を有する者が実施すること。 要介護認定に関する有識者会議を開催すること。 令和5年度「要介護認定適正化事業」において実施した調査の結果を踏まえること。 	老人保健課
30	LIFEの介護事業所におけるデータ収集の新規提案のあり方に関する調査研究事業	<p>LIFEを活用した科学的介護のさらなる推進に向けて、LIFEで収集する情報については、学術的な観点だけでなく、介護現場からの提案を踏まえ、必要に応じて見直すこととしている。なお、令和6年度介護報酬改定に向けた審議報告及び規制改革実施計画(令和5年6月16日閣議決定)においても「介護現場及び学術的観点から提案される情報について、専門家等による検討を経て、関係審議会において議論を行い、3年に1度の介護報酬改定につなげるサイクルを構築する」とされたところ。令和5年度事業においては、介護現場からの新規提案のプロセスの検討を行った。</p> <p>令和6年度については、令和5年度事業における検討結果も踏まえ、現場の負担なく、制度の高いデータを収集するための具体的な方策について実証を行う。また、現場の知見も踏まえ、令和9年度報酬改定に向けて指標の候補について具体的に検討を行い、報告書にとりまとめる。</p> <p>【本事業の特記条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> 介護サービス事業に従事しているサービス提供事業者又は当該事業者と密に連携できる者。 施設・通所・訪問・居住系サービス全般について検討を行うこと。 介護のデータを用いた研究に精通した研究者とともに検討を行うこと。 	老人保健課

番号	テーマ名	事業概要	担当課室厚生局
31	訪問系サービス等におけるLIFE活用のあり方に関する調査研究事業	<p>令和6年度介護報酬改定に向けた審議報告において、「訪問系サービスや居宅介護支援等の評価の対象となっていないサービスに適した評価項目や、同一の利用者に複数の事業所がサービスを提供していることを踏まえ、各サービスをどのように評価すべきか等の課題について、引き続き検討していくべき」とされたところ。同一の利用者に、複数の事業所が連携してサービスを提供している場合、事業所ごとの評価のあり方について検討が必要である。</p> <p>本事業では、現在LIFE関連加算の対象となっていないサービス(主に訪問系サービス)へのLIFE導入を見据え、複数の事業所が連携してサービスを提供している場合の介護報酬上の評価のあり方や留意事項、介護情報基盤を見据えた活用方法について、介護報酬に係る有識者で構成される検討会を開催して整理を行い、審議会に報告可能な報告書にまとめる。</p> <p>【本事業の特記条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険制度及び介護報酬に関して、過去の経緯も含め多くの知見を有する者が実施すること。また、これらの分野の有識者会議を開催すること。 ・厚生労働科学研究「訪問系サービスにおけるLIFEの活用に向けた評価指標の開発に資する研究(24GA0101)」や「科学的介護に向けた質の向上支援等事業」(国立長寿医療研究センター)と連携できる体制であること。 	老人保健課
32	「介護職員等処遇改善加算」への円滑な移行に向けた支援ツール等の作成について	<p>①テーマの問題意識 質の高い介護サービスを継続的に提供していくためには人材の確保が喫緊の課題である。そのため、令和6年度介護報酬改定では、これまでの処遇改善にかかる加算につき、要件を緩和した上で新加算に一本化、さらには加算率を向上させるなどの対応を図ったところ。この見直しに伴い、これまで処遇改善にかかる加算を算定していなかった介護事業者はもとより、可能な限り多くの介護事業所がより上位の区分の加算を速やかに算定できるよう取り組む必要がある。</p> <p>※新加算への一本化は令和6年6月以降。令和6年度末まで経過措置期間。 ※要件の再編等を踏まえ、賃金体系や昇給の仕組み等の整備をしていない事業所を中心に対応を促すため、令和6年度の経過措置期間を通じて、様々な支援ツールを作成・公開し、事業者の取組を後押しする。</p> <p>②実施すべき事業内容 新加算への移行に向けた支援ツールの検討・作成・公開(以下は例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現行の各加算の算定状況(18段階)を入力すると、それぞれに応じた移行パターン(満たすべき要件等)を提示するツール ・任用要件、賃金体系、研修計画、昇給の仕組み等の整備のための賃金規程等のひな形 ・広報用資材の作成(パンフレット、特設サイト、動画等) <p>③成果物の体裁</p> <ul style="list-style-type: none"> ・Word・Excel等のファイル、特設サイト(Webブラウザ上でのツール、動画等を含む各種広報用資材を掲載) <p>【本事業の特記条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護事業者の就業規則・賃金規程等に知見を有すること。 ・各種広報につき経験を有すること。 	老人保健課
○在宅サービス			
(医療系サービス)			
33	生活期リハビリテーションにおけるアウトカム指標の検討	<p>令和6年度介護報酬改定の審議報告における今後の課題として「生活期のリハビリテーションにおけるアウトカムは、心身機能、活動、参加に関する能力の改善だけでなく、非悪化や維持についても評価をすべきであるとの指摘があることから、具体的な評価方法について引き続き検討した上で、LIFEの活用も含め、報酬上の評価について検討していくべきである」とされている。</p> <p>本事業では、有識者による検討会を設けた上で、生活期リハビリテーションにおけるアウトカムの適切な評価の在り方について、上記の審議報告を踏まえた観点から調査を行い、今後の介護報酬改定に係る基礎資料を得るとともに、考え得る評価指標について検討することを目的とする。</p> <p>【本事業の特記条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本事業を遂行するにあたり生活期リハビリテーションに係る各関係団体の代表者を調査設計・検討委員会等に参画させること。 	老人保健課

番号	テーマ名	事業概要	担当課室厚生局
34	認知症リハビリテーションの推進のための調査研究事業	<p>認知症施策推進大綱においては「認知症の人に対するリハビリテーションについては、実際に生活する場面を念頭に置きつつ、各人が有する認知機能等の能力を見極め、最大限に活かしながら日常の生活を継続できるようすることが重要」とされている。</p> <p>本テーマでは、これまでの老健事業等を踏まえ、訪問による認知症に対するリハビリテーションのより効果的な実施方法について、検証を行った上で、ケアマネジャー並びに理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士等に対する認知症リハビリテーションに係る研修会等を実施する。</p> <p>【本事業の特記条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本事業を遂行するにあたり認知症リハビリテーションに係る各学会・関係団体の代表者を検討委員会等に参画させること。 ・令和4年度老人保健健康増進等事業「訪問による効果的な認知症リハビリテーションの実践プロトコルの開発研究」及び令和5年度老人保健健康増進等事業「訪問による認知症リハビリテーションの効果についての調査研究事業」の成果を踏まえ、事業内容を検討すること。 	老人保健課
35	看護小規模多機能型居宅介護の更なる普及と機能強化に関する調査研究事業	<p>看護小規模多機能型居宅介護は医療ニーズを有する利用者を想定し、通い・泊まり・訪問(看護、介護)を柔軟に組み合わせるサービスを提供する。地域密着型サービスである看護小規模多機能型居宅介護は平成24年創設以来増加し続け、約980事業所(令和5年7月)となっているが、様々な背景からニーズがありながらも事業所がない市区町村が多い。</p> <p>本事業では、看護小規模多機能型居宅介護の更なる普及を図るため、事業所の設置・運用に係る課題、強化すべき機能・役割、事業所同士の繋がり、事業所のない市区町村における広域利用の実態等を調査し検証する。</p> <p>また、広域利用について、令和5年度老人保健健康増進等事業で作成した「看護小規模多機能型居宅介護の広域利用に関する手引き」を活用した周知啓発を行う。</p> <p>【本事業の特記条件】</p> <p>検討にあたっては、関係者や有識者等からなる検討委員会を設置すること。</p>	老人保健課
36	訪問看護の持続可能なサービス提供のあり方と役割に関する調査研究事業	<p>高齢化に伴い医療ニーズのある利用者や看取り等に対するニーズは高まることが見込まれており、介護における利用者の療養生活を包括的に支える訪問看護は、地域、時間帯、事業所の規模に関わらず、利用者の療養、急変時、看取り時等への対応が求められている。</p> <p>また、在宅における利用者のニーズが複雑化するなか、訪問看護に求められる専門性や機能等の強化が必要である。</p> <p>そこで本事業では、過疎地、小規模事業所等において持続可能なサービス提供の実態を把握する調査を行う。さらに、24時間対応体制、専門性や機能等の実態を調査し、今後の訪問看護に求められる役割を検証する。訪問看護の持続可能なサービス提供の実態、介護において訪問看護が強化すべき専門性や機能については、それぞれ横展開に資する事例を収集して整理し、各事例集を作成して周知を図る。</p> <p>【本事業の特記条件】</p> <p>検討にあたっては、関係者や有識者等からなる検討委員会を設置すること。</p>	老人保健課
37	後期高齢者の服薬における問題と薬剤師の在宅患者訪問薬剤管理指導ならびに居宅療養管理指導の効果に関する調査研究	<p>高齢者人口がピークを迎える2040年頃に向けて、医療と介護の複合ニーズを有する患者・利用者が一層多くなることが見込まれ、地域包括ケアシステムをさらに進化・推進させていくことが必要である。在宅業務を行っている薬局数は年々増加しており、全体として薬剤師による在宅における薬剤管理は進んでいるが、在宅患者の医療・介護の複合ニーズに対応するためには、薬剤師・薬局による患者の状態に応じた薬物治療の提供や薬学的支援、多職種連携等を更に進める必要がある。</p> <p>本事業では、①高齢者等が抱える服薬上の諸問題と薬剤師の介入による効果の把握、②薬局ならびに病院の薬剤師における在宅訪問薬剤管理指導等の業務実態の把握、③薬剤師が在宅医療・介護において担っている在宅サービスの実施上の課題と対応策の検討を目的とする。</p> <p>【本事業の特記条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本事業を遂行するにあたり、関係者や有識者等からなる検討委員会を設置すること。 ・調査にあたり、厚生労働省及び関係団体と連携をとること。 	老人保健課

番号	テーマ名	事業概要	担当課室厚生局
(介護系サービス)			
38	福祉用具専門相談員指定講習カリキュラムの適切な実施に向けた調査研究事業	<p>○福祉用具貸与事業所等に配置が義務化されている福祉用具専門相談員は、介護福祉士等の国家資格の所持をしているか、都道府県によって指定された者が実施する講習(以下「指定講習」という。)の修了が必要としており、カリキュラムの内容は国が告示や通知によって規定している。</p> <p>○平成27年以降はカリキュラムの見直しを実施されておらず、福祉用具貸与・販売種目のあり方検討会の取りまとめ(令和5年11月8日)において、「福祉用具の安全な利用やPDCAの推進、それらを効果的に行うための多職種連携等を適切に実施するため、「福祉用具専門相談員指定講習カリキュラムの見直しに向けた調査研究事業」で実施する有識者による検討や各指定講習実施者へのアンケート調査等を通じて、福祉用具専門相談員指定講習カリキュラムの見直しを行う。」とされている。</p> <p>○令和5年度の当該事業の中で、各科目における目的、到達目標、内容等を見直しを実施しているところ、本事業では、研修内容の標準化及び質を担保するため、 ・見直したカリキュラムに沿ったガイドラインや動画コンテンツ等を作成するため、有識者による検討会の開催 ・指定講習実施者の担当者を対象とした研修の開催などを行い、その結果等を報告書にまとめること。</p> <p>○なお、検討に際しては、「福祉用具専門相談員指定講習の実施に係るオンラインの活用等について」(令和5年12月21日付け厚生労働省老健局高齢者支援課事務連絡)の趣旨に鑑み、指定講習の実施に係るオンラインの活用推進に十分留意すること。</p> <p>【本事業の特記条件】 「福祉用具専門相談員指定講習カリキュラムの見直しに向けた調査研究事業」の成果を踏まえ、事業を実施すること。</p>	高齢者支援課
39	福祉用具サービスの適切なPDCAの実現に向けた調査研究事業	<p>○当該事業の中で、福祉用具サービスの質の向上を目的に、 ・PDCAの各場面における記録項目や記載内容の体系化等の実施(令和2年度) ・モニタリングの実態把握、福祉用具貸与計画書等の改編(令和3年度) ・PDCAの実践過程を明確にした評価の視点やサービス内容の可視化(令和4年度)などに取り組んできたところ。</p> <p>○一方、福祉用具貸与・販売種目のあり方検討会の取りまとめ(令和5年11月8日)において、以下のとおり取りまとめられている。 ・サービスの質の向上を適切に実践していくため「福祉用具貸与・販売計画の作成」や「モニタリング」等の福祉用具専門相談員の役割について周知を図る必要がある。 ・福祉用具貸与・販売計画等の各種様式の活用等の目的・方法、記録を行うことの意義のほか、医師やリハビリテーション専門職等の医療職を含めた多職種との連携の必要性についても、福祉用具貸与事業所に対し周知を図る必要がある。</p> <p>○このため、有識者の検討会を開催し、文献検索や福祉用具貸与・販売計画の利用事例の調査・検証を行った上で、以下を網羅した福祉用具専門相談員が活用する福祉用具サービスの適切なPDCAに向けた手引きを作成し、活用方法も報告書にまとめること。 ・PDCAの各場面における疾患や経過別の多職種連携及び記録方法に対する留意点 ・モニタリングを実施する上でのポイントやその結果を記録することの意義</p> <p>【本事業の特記条件】 ・「福祉用具サービスの質の評価データ収集等に係る調査研究事業」 ・「サービスの質の向上に向けた福祉用具貸与計画書における項目の標準化に関する調査研究事業」 ・「福祉用具貸与におけるモニタリング等の実態に関する調査研究事業」 ・「福祉用具等におけるサービスの見える化及びサービス向上に資するPDCA推進に関する調査研究事業」の成果を踏まえ、事業を実施すること。</p>	高齢者支援課

番号	テーマ名	事業概要	担当課室厚生局
40	福祉用具の事故防止に向けた体制強化に関する調査研究事業	<p>○事故報告については、福祉用具貸与と特定福祉用具販売の運営基準において「事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。」とされている。</p> <p>○福祉用具の安全な利用を促進するため、当該事業の中で、事故報告様式(案)の作成や「福祉用具の利用安全のための福祉用具貸与事業所の体制・多職種連携を強化するための手引き」を作成している。</p> <p>○一方、福祉用具貸与・販売種目のあり方検討会の取りまとめ(令和5年11月8日)において、以下のとおり取りまとめられている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治体における事故情報の分析やフィードバックについては、各自治体における当該取組状況に関する調査等を通じて、実態把握を行う。 ・事業所内での共通認識の下、事故やヒヤリ・ハットの範囲・定義を明確化し、それらの情報を広く収集するとともに、事業所内における事故防止に向けた対応を検討するなどの環境や体制を整え、福祉用具専門相談員の意識向上を図る必要がある。 <p>○このため、有識者の検討会を開催し、以下の2点の調査・検証を通じ、事故情報等の活用や福祉用具の安全利用に向けた体制強化について検討し、報告書にまとめること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治体における事故情報の分析やフィードバックや課題に関する実態把握 ・事故報告様式(案)や手引きの活用状況に関する調査及び当該手引きを活用した福祉用具を安全に利用するための体制整備に関するモデル的試行 <p>【本事業の特記条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「介護保険における福祉用具の利用安全を推進するための調査研究事業」 ・「介護保険における福祉用具の利用安全及びサービスの質の向上に資する事業所の体制を強化するための調査研究事業」の成果を踏まえ、事業を実施すること。 	高齢者支援課
41	地域における小規模多機能型居宅介護のあり方に関する調査研究事業	<p>○令和6年度介護報酬改定においては、小規模多機能型居宅介護が地域包括ケアシステムの担い手として、より地域に開かれた拠点となり、認知症対応を含む様々な機能を発揮することにより、地域の多様な主体とともに利用者を支える仕組みづくりを促進する観点から、総合マネジメント体制強化加算について、地域包括ケアの推進と地域共生社会の実現に資する取組を評価する新たな区分が設けられたところである。</p> <p>○このため、本事業においては、改定後の対応状況を把握するとともに、小規模多機能型居宅介護が地域包括ケアシステムの担い手として、地域で果たしている役割・地域に求められている役割等を把握するため調査・地域づくりの先進的事例の把握等(主に次に掲げる事項)を行った上で、今後の小規模多機能型居宅介護の地域における取組を促進するために、有識者や事業者団体等により組織する委員会において分析等を行い、報告書・事例集として取りまとめる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所の職員体制、定員、登録者数、サービス提供状況等の実態把握(事業所調査) ・地域資源を活用した利用者を支える取組の状況、地域の関係機関との連携状況等の実態把握(事業所調査) ・小規模多機能型居宅介護が拠点となり、様々な地域資源と協働しながら、地域づくりを行っている事例の把握と事例集の作成等(ヒアリング調査・事例集作成) 	認知症施策・地域介護推進課
42	定期巡回・随時対応型訪問介護看護と夜間対応型訪問介護の今後のあり方に関する調査研究事業	<p>○令和6年度介護報酬改定において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の基本報酬に、夜間対応型訪問介護の利用者負担に配慮した新たな区分を設けることとしたが、当該措置による定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び夜間対応型訪問介護の利用者・事業者双方への影響を検証しつつ、両サービスの将来的な統合に向けて検討する必要がある。</p> <p>○このため、本事業では、改定後の定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所及び夜間対応型訪問介護事業所並びに両サービスの利用者への影響や夜間対応型訪問介護事業所の今後の事業継続の考え方等について調査等(主に次に掲げる事項)を行った上で、有識者や事業者団体等により組織する委員会において分析等を行い、報告書として取りまとめる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護の夜間訪問サービスの提供状況、事業所の運営体制の課題等(事業所調査) ・夜間対応型訪問介護事業所の今後の事業継続の見通し、定期巡回・随時対応型訪問介護看護との統合にあたっての事業運営及び利用者への影響等(事業所調査、ヒアリング調査) ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所から夜間訪問サービスの提供があった利用者の満足度の状況等(利用者調査) 	認知症施策・地域介護推進課

番号	テーマ名	事業概要	担当課室厚生局
43	既存資源等を活用した複合的な在宅サービスの在り方に関する調査研究事業	<p>○居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、柔軟なサービス提供によるケアの質の向上や、地域の実情に合わせて、既存資源等を活用した複合的な在宅サービスの整備を進めていくことは重要である。</p> <p>○令和6年度介護報酬改定の審議報告(介護給付費分科会)においては、訪問介護と通所介護を組み合わせた複合型サービスについては、より効果的かつ効率的なサービスの在り方について実証的な事業やその影響の分析などを実施し、規制緩和や職員養成の観点、事務の効率化や組み合わせるサービスの種類、集合住宅へのサービス提供の在り方等含め、検討していくべきとされている。</p> <p>○本事業では、上記の観点を踏まえて、実証的な事業実施等を通じて、その効果や影響の分析などを行い、有識者等により組織する検討会による議論を経て、その結果について報告書にまとめる。</p> <p>○具体的には、以下の事項を踏まえて事業を実施するものとする。</p> <p>①モデル事業として、訪問介護と通所介護等とを組み合わせて、一体的にサービス提供を実施する事業所を選定し、同一の職員による利用者へのケアや職員養成、柔軟な人員配置などの効果について検証を行う。また、事業終了後に利用者への満足度調査や事業所の評価も行う。</p> <p>②訪問介護事業所や通所介護事業所等を対象に複数のサービスを組み合わせる一体的なサービス提供を行うことにより生じるメリット等についてアンケート調査により実態把握を行う。</p> <p>③有識者等により組織する検討会において、調査設計やモデル事業等により得られた効果や影響について分析を行うとともに、議論を行う。</p> <p>④上記の結果分析や議論等を踏まえて報告書にとりまとめる。</p> <p>【本事業の特記条件】</p> <p>・協議額上限20,000千円を超えた応募額を可能とする。</p>	認知症施策・地域介護推進課
44	訪問介護における人材確保・定着に向けた運営のあり方に関する調査研究事業	<p>○令和6年度介護報酬改定の審議報告にて、「訪問介護員等の人材不足は喫緊の課題であり、就労希望者が少ない要因に、1人で利用者宅に訪問してケアを提供することに対する不安が挙げられているところ、ハラスメント対策・テクノロジーの活用等を含めた働きやすい職場づくりに向けた取組を引き続き推進するとともに、質の高い介護サービスを担保できる体制等の検討を進めるほか、介護技術の向上や適切な評価を通じて、必要なサービスを安定的に提供することができるよう、人材確保に係る課題を把握した上で、更に訪問介護人材の確保に資する対応を総合的に検討していくべきである。」とされており、訪問介護人材の確保に向けた対応を検討する必要がある。</p> <p>○上記を踏まえ、本事業では、訪問介護人材の確保に係る現状課題を把握するとともに、今後の確保・定着に向けた先進的な取組把握や訪問介護員等の業務負担軽減に資する取組等の調査等(主に以下事項)を行い、有識者や事業者団体等により組織する委員会にて分析等をし、報告書にとりまとめる。</p> <p>①訪問介護人材の確保における課題、定着に向けたハラスメント対策やテクノロジーの活用、待遇改善・休暇取得促進等を含めた働きやすい職場づくりのための先進的な取組の把握、人材確保難や経営状況がサービスの質に及ぼす影響等、また、訪問介護計画が統一されていないことの課題、当該計画書に必要な項目等について、訪問介護事業所に対してアンケート調査、ヒアリング調査を行う。併せて、有識者等による組織する委員会にて、訪問介護計画書の様式例の作成に向けて検討を行う。</p> <p>②上記を踏まえ、訪問介護人材の確保・定着に向けた効果的な方策や負担軽減に資する取組を検討し、報告書及び訪問介護計画書の様式例を作成する。</p>	認知症施策・地域介護推進課
45	訪問介護におけるサービス提供の実態に関する調査研究事業	<p>○訪問介護は、訪問介護員等の人材不足、高齢化は喫緊の課題となっており、他サービスと比較して事業規模が小さいことから、事業所の収入も少ない状況。</p> <p>○上記を踏まえ、訪問介護員等が専門性を発揮し、利用者の状態に応じた安定的なサービス提供のため、介護報酬上の評価のあり方を含め必要な方策等を検討する必要がある。</p> <p>○本事業では、改めて訪問介護におけるサービス提供の実態、訪問介護員の専門性や役割等について調査等を行った上で、有識者や事業者団体等により組織する委員会において分析等を行い、報告書として取りまとめる。</p> <p>①要介護度別、サービス区分ごとの提供内容・時間、身体介護中心型と生活援助中心型の区分がどのように行われているか等のサービス提供の実態、また、訪問介護員等に求められる資質や役割等について、訪問介護事業所に対してアンケートやヒアリング調査により実態把握を行う。</p> <p>②訪問介護を必要とする利用者像、訪問介護をケアプランに位置付けた利用者の状況等について、居宅介護支援事業所に対してアンケート調査により実態把握を行う。</p> <p>③同居家族がいる場合等の適切なサービス提供にあたっての考え方等について、保険者に対してアンケート調査により実態把握を行う。</p> <p>④上記の結果の分析や議論等を踏まえて報告書にとりまとめる。</p>	認知症施策・地域介護推進課

番号	テーマ名	事業概要	担当課室厚生局
46	通所介護・地域密着型通所介護の運営の実態に関する調査研究事業	<p>○通所介護・地域密着型通所介護について、これまで多種多様なサービスが行われてきているが、近年の事業所数や利用者数の傾向も踏まえて、デイサービス事業を取り巻く実態について、サービスごとの事業内容の類型や提供されるサービスによる利用者への効果、ニーズ等について調査を実施し、デイサービスを取り巻く運営の実態について把握を行う。また、調査検討委員会を組織し、サービスの果たす役割や機能を踏まえながら、今後の事業のあり方に向けた検討を行うとともにその内容について調査結果と併せて報告書としてまとめる。</p> <p>①通所介護事業所・地域密着型通所介護事業所における利用者の状態像とそれに応じたサービス提供内容・必要とされる体制、地域との交流の状況、利用者のQOL・ADL等の変化、利用者・家族が事業所に求める機能と実際の提供状況等を把握するため、事業所やその利用者・家族に対するアンケート調査を実施する。</p> <p>②通所介護事業所・地域密着型通所介護事業所における運営状況や今後の運営方針等を把握するために、事業者ヒアリング調査を行う。</p>	認知症施策・地域介護推進課
47	通所介護・地域密着型通所介護・認知症対応型通所介護における認知症対応の実態に関する調査研究事業	<p>○通所介護・地域密着型通所介護・認知症対応型通所介護について、これまで多種多様なサービスが行われてきているが、近年の事業所数や利用者数の傾向、認知症利用者の割合等も踏まえて、サービスごとの認知症対応内容や提供されるサービスによる利用者への効果、地域との交流の状況、ニーズ等の調査を実施し、それぞれのサービスでの認知症対応の実態について把握を行う。また、調査検討委員会を組織し、サービスの果たす役割や機能を踏まえながら、今後の事業のあり方に向けた検討を行うとともにその内容について調査結果と併せて報告書としてまとめる。</p> <p>①事業所調査 ・通所介護・地域密着型通所介護 サービス提供の内容、事業所で行っている認知症対応、利用者のニーズへの対応等 ・認知症対応型通所介護 サービス提供の内容(認知症対応)、地域との交流の状況</p> <p>②利用者・家族調査 利用サービスへのニーズ、サービス利用による心身の状況の変化等</p> <p>③事業者ヒアリング調査 サービスの運営状況や今後の運営方針等</p>	認知症施策・地域介護推進課
48	訪問系サービス及び短期入所系サービスにおける口腔の連携強化に対する評価を踏まえた、介護事業者と歯科医療機関の効果的な連携の在り方の検討	<p>令和6年度介護報酬改定において、訪問系サービス及び短期入所系サービスにおける口腔管理に係る連携の強化の観点から口腔連携強化加算を新設した。介護事業者と歯科医療機関の効果的な連携の更なる推進のために連携状況を把握し、より効果的な連携の在り方の検討が必要である。</p> <p>そのため、介護事業者と歯科医療機関の連携状況を介護事業所及び歯科医療機関等を対象に連携状況に係る調査を実施し、結果を分析する。また、口腔連携強化加算に関する具体的な取組方策や有効性等を周知するための介護事業者及び歯科医療機関向けのリーフレット及び介護事業者向けの研修(eラーニング)を作成する。なお、事業実施にあたり、介護事業者と歯科医療機関の効果的な連携の在り方について、有識者からなる検討委員会を設け、調査設計や結果の分析及びそれに基づく効果的な在り方について検討を行い、報告書を作成する。</p> <p>【本事業の特記条件】 ・本事業の検討委員会には、行政、歯科専門職、看護師、リハビリテーション専門職、介護支援専門員、介護職員の有識者等が委員として参画すること。 ・調査等にあたり、厚生労働省及び関係団体等と連携をとること</p>	老人保健課
49	通所系サービスにおける管理栄養士及び歯科衛生士等の介入状況の調査及び多職種連携の効果的・効率的な在り方の検討	<p>通所系サービス利用者について、口腔・栄養スクリーニングの結果を踏まえた専門職の適切な介入に繋がっている割合は低い可能性が高い。令和6年度の介護報酬改定において、居宅療養管理指導における管理栄養士及び歯科衛生士等の対象を通所系サービス利用者に拡大したことを踏まえ、専門職の介入が必要な利用者適切な介入がなされるように介護職員、介護支援専門員、歯科専門職、管理栄養士等の連携の効果的・効率的な在り方の検討が必要である。</p> <p>本事業では、通所系サービス事業所における口腔・栄養スクリーニングの実施状況と介護職員等、介護支援専門員及び専門職(管理栄養士及び歯科衛生士等)の連携状況を調査する。先進的な取組の事業所においてはヒアリング等も実施する。調査及びヒアリング結果や効果的・効率的な取組について検討委員会で検討を行い、報告書を作成すること。</p> <p>【本事業の特記条件】 ・本事業の検討委員会には、歯科専門職、管理栄養士、介護支援専門員、介護職員の有識者等が委員として参画すること。 ・調査にあたり、厚生労働省及び関係団体等と連携をとること。</p>	老人保健課

番号	テーマ名	事業概要	担当課室厚生局
○施設サービス			
(介護施設共通)			
50	介護老人保健施設利用者等に対する急変時等の治療方針に関する意思決定支援にかかる調査研究事業	<p>令和5年度介護給付費分科会において議論がなされた通り、令和3年度DPCデータでは、介護施設・福祉施設からの入院患者のうち、急性期一般入院基本料を算定する病棟へ入院する患者が75%となっており、現行多くの患者が入院をしている医療機関について、当該医療機関が提供しうる医療の内容と、要介護者等の高齢者が求める医療の内容に乖離がある可能性が指摘されている。</p> <p>要介護者に対し、適切かつ本人の意向を踏まえた医療が提供されるよう、治療方針にかかる意思決定支援を行うことが重要である。特に医師が常勤で配置されている介護老人保健施設及び介護医療院については、施設内で一定の医療提供を行うことが期待されており、施設で加療を行うものと、医療機関での加療を行うものについて、事前に検討する意義が高いと考えられる。</p> <p>そのため、本事業では、介護老人保健施設等における意思決定支援等の実態について、検討委員会を設置し、調査を行った上で、適切な意思決定支援の在り方について今後の施策検討に資する資料を作成する。</p> <p>【本事業の特記条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本事業を遂行するにあたり、介護老人保健施設及び医療機関等に関する関係団体等の代表者を、検討会等に参画させること。 	老人保健課
51	介護医療院における医療提供等の実態にかかる調査研究事業	<p>令和6年度介護報酬改定に関する審議報告においては、介護医療院について、「医療の必要な要介護者の長期療養・生活施設として更なる機能強化を図るための対応を検討していくべき」とされている。</p> <p>介護療養型医療施設の移行が完了したことや、令和6年度同時報酬改定における見直しを踏まえ、改めて介護医療院における医療提供実態等について、検討会を設置し、調査を行った上で、次期報酬改定の検討に資する基礎資料を作成する。</p> <p>【本事業の特記条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本事業を遂行するにあたり、介護医療院、医療機関に関する関係団体等の代表者を、検討会等に参画させること。 	老人保健課
52	介護保険施設における特定行為研修修了者の養成及び医師との連携体制等に関する調査研究事業	<p>介護保険施設においては、入居者の医療ニーズが増大するなか、医師不在時でも手順書により一定の診療の補助を行う特定行為研修を修了した看護師（以下、修了者という。）の活躍が期待される。本事業では、有識者による検討会を立ち上げ、これまでの老健事業のデータを参考にしつつ、修了者を配置している介護保険施設や、施設に所属する看護師の受講を受け入れる指定研修機関等へのヒアリングをもとに、介護施設における修了者の養成および組織的・活動のガイドを作成する。</p> <p>【本事業の特記条件】</p> <p>有識者による検討委員会を設け、以下の3点について、指定の期日までに成果を出すこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・老健事業及び関係するデータの再考察等を行うこと(8月目途) ・修了者を配置する介護施設等や、施設に所属する看護師の受講を受け入れている指定研修機関や協力施設へのヒアリングを行うこと(8月目途) ・ヒアリングをもとに、有識者による検討委員会で介護施設における修了者の養成および組織的・活動のガイドを作成すること(12月目処) <p>医療関連資格を有するなど、医療現場と円滑なコミュニケーションをとれる者を含む体制をとること。なお、施設等の医療ニーズに関する調査研究事業の経験があることが望ましい。</p>	老人保健課
53	介護保険施設等における口腔衛生の管理体制の整備及び口腔管理にかかる歯科専門職を含めた効果的な多職種連携の在り方の調査	<p>令和3年度及び令和6年度介護報酬改定において、介護保険施設及び特定施設等においては、基本サービスとして口腔衛生の管理体制を求めるとした。一方、認知症対応型共同生活介護及び地域密着型特定施設入居者生活介護等、口腔衛生管理体制加算として評価してサービスもある。引き続き、口腔衛生の管理体制に係る取組を推進するために、現状及び課題の把握が必要である。介護保険施設等と歯科専門職の連携状況や利用者の口腔の状態等を介護保険施設等及び歯科医療機関に調査し、結果を分析する。なお、調査結果や分析を含め、口腔管理に係る歯科専門職を含めた効果的な多職種連携の在り方について検討委員会で検討を行い、報告書を作成する。</p> <p>【本事業の特記条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本事業の検討委員会には、歯科専門職、介護職員の有識者等が委員として参画すること。 ・調査にあたり、厚生労働省及び関係団体等と連携をとること。 	老人保健課

番号	テーマ名	事業概要	担当課室厚生局
54	介護現場での自立支援促進に係る調査研究事業	<p>令和3年度介護報酬改定において、利用者の尊厳の保持、自立支援・重度化防止の推進、廃用や寝たきり防止等の観点から、科学的介護情報システム(LIFE)を活用する「自立支援促進加算」が新たに創設された。令和3年度以降、当該加算を算定している施設における好事例の収集や取組の実態把握等を実施してきたところ。本事業では、より効果的な介入方法やその評価のあり方などについて介入による実証研究を行い、今後求められる取組方策について調査研究を行い報告書にまとめるとともに提案を行う。</p> <p>【本事業の特記条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・LIFE(科学的介護情報システム)や介護報酬に関して多くの知見を有する者による事業の実施が望ましい。 ・令和3年度以降に実施された同事業の結果も踏まえること。 ・事業実施にあたっては、有機者等による検討会を開催すること。 	老人保健課
(特別養護老人ホーム)			
55	ユニット型施設等における人材育成に関する調査研究事業	<p>○ユニットケア研修については、平成25～27年度に実施された老健事業においてカリキュラムの見直しを行っているが約10年が経過し、ユニット型施設を取り巻く社会環境が変化し、入所者のニーズの多様化等により、ユニットケアに求められている役割も変化している。また、実地研修施設を指定するための選定調査票についても、見直しが行われていない。</p> <p>○本事業においては、有識者(研修実施団体や自治体職員を含む)による検討委員会を設置しユニットリーダー及びユニット施設管理者に対する研修内容等の見直しを行うことを目的とする。リキュラム等の見直しにあたっては、ユニット型施設及びユニットケアに携わる職員に対してアンケート調査を実施し、ユニットケアに今後、求められる役割が何かを明らかにするとともに、必要な研修内容を検討し、報告書を取りまとめる。さらに、ユニットリーダー研修における実地研修施設選定調査票の改定(案)を示す。</p> <p>【本事業の特記条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ユニットケア若しくは介護に係る研修プログラムやカリキュラムの改正について検討した経験があること ○有識者検討委員会を設置しとりまとめを経験していること 	高齢者支援課
56	特別養護老人ホームにおけるサービス提供のあり方に関する調査研究事業	<p>○近年の特養における動向として、配置医師のバックアップ体制を整備し、協力医療機関に急変時等に備えた連携とする要件を義務化、緊急時の対応方法について1年に1回以上見直すことを義務化したところ。このような諸制度の改正を受け、今後の特養における医療ニーズ等のサービス提供体制のより充実させるための具体的な方策について検討することが必要である。</p> <p>○さらにハード面においては、居宅生活に近い中でケアを行うユニット型施設の整備を進めているが、令和5年度改定検証事業において「多床室と比べるとユニット型施設は費用がかかる」、「増改築等の費用確保が難しい」との理由から、定員数を引き上げるための施設整備が進まないことが課題となっている。</p> <p>○そのため、本事業においては、有識者の意見をふまえ、施設職員(医師、看護職員、施設長等)に対しアンケート調査、ヒアリング調査を実施し、特養内のケア体制をより充実させていくための外部医療サービスと特養のあり方等の方向性を明らかにし、今後の施設整備として、入所者の特性や地域の実情に応じてどのような方向性が考えられるか、今後の特養におけるあり方について報告書を取りまとめる。</p> <p>【本事業の特記条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有識者による検討委員会を設け、報告書を取りまとめた経験があること。 ・医療若しくは介護に関するニーズ調査を実施した経験があることが望ましい。 ・具体的な調査内容については、厚労省と協議の上決定する。 	高齢者支援課

番号	テーマ名	事業概要	担当課室厚生局
57	特別養護老人ホームの在り方に関する調査研究事業	<p>○ 全国の特別養護老人ホーム(地域密着型を含む。)の入所申込者の状況、施設の空床状況、施設の転用等について、研究会を立ち上げ、有識者・事業者の意見を聞きながら、自治体や施設を対象にしたアンケート調査・ヒアリング調査を実施し、詳細を明らかにする。</p> <p>【調査内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治体向け(悉皆) <p>入所申込者の属性分析(利用している介護サービスなど)・入所申込者の発生・増加要因、今後の入所申込者の増減見込み、自治体独自の入所申込者調査の実施状況、特例入所の運用状況(入所指針の作成の有無や独自の取組など)などを令和4年度老人保健事業(特別養護老人ホームの入所申込者の実態把握に関する調査研究)の継続調査として実施。その上で、管内の空床がある施設の有効利用や、将来的な減床や建替、それに応じた支援の検討・実施等がなされた自治体に対してヒアリング調査を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設向け(抽出) <p>現在の入所申込者数、直近1年間の入所調整人数、入所に至らなかった者の属性・理由、申込から入所までに要した期間、入所申込時と入所決定時の状態像の変化(要介護度・認知症の程度・疾患の有無など)、特例入所の実施状況などを令和4年度老人保健事業の継続調査として実施。その上で、空床等の対応として施設の転用等を行った施設・法人に対してヒアリング調査を実施。</p> <p>○ 調査結果については、報告書を作成するとともに、事例集の作成を行うこと。</p> <p>【本事業の特記条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 有識者による検討委員会を設け、報告書を取りまとめた経験があること。 ・ 事例集の作成を行った経験があること 	高齢者支援課
○高齢者向け住まい対策			
58	高齢者向け住まいにおける運営形態の多様化に関する実態調査研究事業	<p>○高齢者向け住まい(有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅)の数は増加しており、施設形態や提供サービスも多様化している。</p> <p>○このため、高齢者向け住まいの施設概要、入居者属性、職員体制、サービスの利用状況等について実態を調査し、事業実態把握のための基礎的な情報を整理する。</p> <p>【調査項目案】</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設概要:定員、居室面積、設備、併設介護事業所等 入居者属性:要介護度、認知症の程度、医療ニーズ、所得 職員体制:職員数、夜間の体制、資格の所有状況 施設体制:BCP策定状況、虐待防止体制、事故防止体制 サービス提供の状況:介護保険サービスと介護保険外サービス、建物内と地域、看取りの状況 等 <p>○さらに、上記の実態を踏まえ、介護保険サービスの付帯状況、利用状況に関して把握・分析を行い、事業モデルを整理して、報告書にまとめる。</p> <p>【本事業の特記条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・検討委員会の委員構成や、本調査で収集するデータの活用方法について、厚生労働省と調整の上、事業を実施すること。 ・調査方法は、サンプルに偏りがでないよう工夫すること。 	高齢者支援課
59	サービス付き高齢者向け住宅等における介護サービス提供のあり方に関する調査研究事業	<p>○サービス付き高齢者向け住宅や住宅型有料老人ホーム等(以下、「サ高住等」)に居住している方の自立支援や重度化防止の観点から、入居者の状態に応じた適切な介護サービスを提供することが重要である。</p> <p>○このため、地方公共団体においては、高齢者向け住まい等対策のケアプラン点検を進めているところであるが、より実効性のある点検や指導を行うため、介護サービスを外付けで提供するサ高住等事業者の経営、及び事業運営の実態について調査をし、分析を行う。</p> <p>○そして、サ高住等における介護サービス提供のあり方について検討を行うとともに、高齢者向け住まい等の入居者に対して適切なケアプラン作成がなされるよう、周知活動を行う。</p> <p>【本事業の特記条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○高齢者住まいや介護事業の経営に詳しい有識者等による検討委員会を設置すること。 	高齢者支援課

番号	テーマ名	事業概要	担当課室厚生局
60	自治体における高齢者の住まい支援の充実にに向けた調査研究事業	<p>○将来、増加が見込まれる単身高齢者等の住まい確保のため、自治体等が中心となって、地域の実情に合わせた、住まいの課題解決に向けた支援体制を構築することが必要である。</p> <p>○そこで、高齢者の住まい確保に関するニーズを明らかにするため、大都市部を中心とした相談支援機関等における実態把握のための調査を行うとともに、それらのニーズに対応するため、居住支援体制が整備されている自治体の好事例の収集と整理を行う。</p> <p>○以上の成果について報告書にとりまとめを行うとともに、総合的な住まい支援体制の構築に向けて全国的な取組を推進するためのシンポジウムを開催する。</p>	高齢者支援課
○介護予防・日常生活支援			
61	地域包括ケアシステムの資源としての民間企業と連携した多様な高齢者の「居場所」の利活用に関する調査研究事業	<p>地域には官民・分野を問わず、高齢者が日常生活の一部として利用しながら、自然に人や地域とのつながりを持ち続けることが出来る『居場所』的機能を持った場所や空間、取り組みは、「通いの場」として把握されていないものを含めて数多くある。</p> <p>特に、民間企業等による営業・事業活動の一環として提供されている空間が、高齢者の「居場所」として機能していることについては、過去の老健事業における調査研究により明らかになっている。</p> <p>本調査研究では、このような、住民主体で運営には至っていないが、住民が自然と集まりつながるタイプの「居場所」について着目し、設置主体となっている民間企業、個人商店等と、地域包括ケア関係多職種との包摂的な連携により、高齢者の孤独・孤立の予防・改善、生活支援や介護予防的機能を高める可能性について明らかにしていくことを目的としている。いる。</p> <p>①行政や支援者による把握が難しい、住民同士の緩やかな繋がりがある民間企業・事業所の運営する「居場所」を把握し、その意義を尊重しつつ包摂的に連携していくか、その効率的かつ効果的なアプローチ方法について事例調査を実施し、また、収集した事例から好事例を選定しヒアリング調査を実施。</p> <p>②民間企業・事業所と連携した「居場所」の好事例を収集し、企業側の担当者から、生活支援コーディネーター等他分野、多職種との連携等についてヒアリング調査を実施する。</p> <p>上記調査結果等をもとに、検討委員会を設置し「居場所」の事業展開を目指す民間企業等の関係者や行政、専門職をはじめとする地域の支援者が活用できるノウハウ集としてまとめ、地域の「居場所」活用の手引きを作成する。</p>	総務課

番号	テーマ名	事業概要	担当課室厚生局
62	介護予防・日常生活支援総合事業によるサービスの整備計画及び効果検証に関する調査研究事業	<p>介護予防・日常生活支援総合事業は、介護予防、社会参加、生活支援を通じて、高齢者が尊厳を保持しながら、地域で自立した日常生活をおくることができるよう支援するものであり、この視点に立てば、同事業によるサービスは、高齢者の状態を踏まえ、地域で自立して日常生活を継続することに着目して立てた目標に沿って、適切に選択される必要がある。加えて、生産年齢人口が減少し、医療・介護の専門職の確保が困難になる一方、支援を必要とする高齢者は増加する見込みである状況においては、医療・介護の専門職がより一層その専門性を発揮することができるようにしつつ、地域の多様な主体の力を組み合わせることで、今、地域で生活している高齢者のみならず、将来の高齢者も含めて、地域での日常生活支援を切れ目なく行うための体制を継続的に維持するという視点に立った対応を行うことも重要である。</p> <p>○この点は、「介護予防・日常生活支援総合事業の充実に向けた検討会における議論の中間整理(以下、「中間整理」という。)」の工程表においても言及されており、市町村は、国が示した同事業による多様なサービスの利用対象者モデルや、同事業によるサービス以外のインフォーマルサービスを組み合わせ高年齢者の日常生活全般を支えるケアプランモデルを踏まえて、第10期介護保険事業計画までの間に、各市町村における利用対象者モデルの検討、多様なサービスの見込み量の推計や計画的な整備を行うこととされている。</p> <p>○さらに、同事業が地域の高齢者の自立支援につながっているかという観点から、各市町村において、同事業の効果を検証することも重要であり、中間整理では、高齢者一人一人の介護予防・社会参加・自立した日常生活の継続の推進の状況、地域産業の活性化(地域づくり)、総合事業と介護サービスを一連のものとして地域の介護サービスを含む必要な支援を継続的かつ計画的に提供するための体制づくりの4つの観点を盛り込んだ評価指標を策定することとされている。</p> <p>○そこで、中間整理に基づき、各市町村において、同事業の利用対象者モデルの検討、多様なサービスの見込み量の推計や整備計画の策定、評価指標を用いた効果検証を行うための方策等を検討する必要がある。</p> <p>○このため、本事業では、各市町村の検討を支援・促進する観点から、以下を実施する。</p> <p>① モデル市町村を複数設定し、同市町村における現状のサービス類型の設定や提供状況、今後の高齢者数の増加、生産年齢人口の減少等を勘案しながら、利用対象者モデルの構築及び必要に応じてサービス類型の見直しを支援し、構築や見直しに必要な方策を整理する。</p> <p>② ①で設定した市町村において、評価指標を活用した事業の実施効果の評価や、評価結果に基づく事業内容や利用対象者モデル等の見直しを支援し、各市町村で評価結果を有効活用するために必要な方策を整理する。</p> <p>③ 利用対象者モデルを踏まえた多様なサービスの見込み量の推計、整備計画の策定にあたり、必要な情報を整理し、例えば地域包括ケア「見える化」システムを活用する等、各市町村が効率的に推計や策定を行うことができるようにするための方策を検討する。</p> <p>④ 市町村が、住民に対して、高齢者が地域で暮らしていくにあたっての対象者モデルや整備計画の構築・策定の考え方等を説明するにあたり、参考となる手法等を整理する。</p> <p>⑤ ①～④による成果を報告書にまとめ、市町村等に周知する。</p>	認知症施策・地域介護推進課

番号	テーマ名	事業概要	担当課室厚生局
63	高齢者の地域での日常生活における「選択肢」の拡大に関する調査研究事業	<p>○高齢者は、要介護・要支援となる以前は、他の世代と同様に、医療・介護のみならず、商業・交通・教育・農業・地域づくり等、多様な分野の多様な主体との関わりの中で地域生活をおくっているが、要介護・要支援になると、医療・介護との関わりが主となり、それ以外の主体との関わりが薄れ、それまで有していた日常生活における「選択肢」が少なくなることが指摘されている。</p> <p>○加えて、生産年齢人口が減少し、医療・介護の専門職の確保が困難になる一方、支援を必要とする高齢者は増加する見込みである状況においては、医療・介護の専門職がより一層その専門性を発揮することができるようにしつつ、地域の多様な主体の力を組み合わせることで、高齢者の地域での日常生活を支えていくという視点にも立つことも重要である。</p> <p>○この点は、「介護予防・日常生活支援総合事業の充実に向けた検討会における議論の中間整理」でも言及されており、「地域の多様な主体が自己の活動の一環として総合事業に取り組みやすくなるための方策の拡充」として、例えば、市町村が、介護予防・日常生活支援総合事業による支援を行いながら、地域の多様な主体が、自己の本来的な活動も含めて高齢者の介護予防や日常生活支援に資する取組を行うことができるようにすることや、「高齢者が地域とつながりながら自立した日常生活をおくるためのアクセス機会と選択肢の拡大」として、いわゆる継続利用要介護者が利用できる介護予防・日常生活支援総合事業によるサービスを、住民主体によるサービスから拡大することについて検討する必要があるといった提言がなされている。</p> <p>○そこで、この提言に基づき、高齢者が、支援が必要となっても、さらには要介護状態や認知症となっても、地域でのこれまでの日常生活を自身の能力と選択に応じて継続することができるよう、高齢者の日常生活と関わる地域の多様な主体が介護予防・日常生活支援総合事業によるサービスに参画するための方策や、高齢者が継続的にサービスを利用できるようにするための方策等を整理する必要がある。</p> <p>○このため、本事業では、有識者による委員会を設置した上で、モデルとなる市町村を複数選定し、市町村の介護部局や生活支援コーディネーター・協議体と共働で、以下を実施する。</p> <p>① 同市町村の高齢者の介護予防や日常生活支援に関するニーズ・課題を踏まえた上で、地域で高齢者の介護予防や日常生活支援に関連する事業（例えば配食、ハウスクリーニング、入浴施設やスポーツジムの運営等）を行う民間企業を調査する。</p> <p>② 市町村が、介護予防・日常生活支援総合事業におけるサービスA（訪問・通所の複合型サービスを含む。）を民間企業に委託する際に必要な情報や、民間企業がサービスAを受託するために必要な情報（地域の要支援者等のニーズやサービスAを受託した場合のメリット等）を整理し、①で調査した民間企業と連携して、サービスAの構築に向けた取組を実施する。</p> <p>③ サービスAの利用者が、要支援から要介護となった場合でも、本人の希望に応じ引き続きサービスAを利用できるようにするため、市町村がサービスAの継続利用可否を判断するために必要な情報や、高齢者等がサービスAの提供者に求めること、サービスAの提供者が市町村等に求めることを把握し、対応策を検討する。</p> <p>④ ①～③による成果を報告書にまとめ、市町村等に周知する。</p>	認知症施策・地域介護推進課

番号	テーマ名	事業概要	担当課室厚生局
64	地域の多様な主体が介護予防・日常生活支援総合事業に参画しやすくなる枠組みの構築に資する調査研究事業	<p>○高齢者の地域での日常生活を支えるためには、医療・介護のみならず、商業・交通・教育・農業・地域づくり等、高齢者の日常と深く関わる分野の多様な主体との連携が不可欠である。しかし、多様な主体が市町村単位などの行政区画を意識して事業を展開しているケースは少なく、現状では市町村や生活支援コーディネーター等との接点も少ない。</p> <p>○昨年12月に取りまとめられた「介護予防・日常生活支援総合事業の充実に向けた検討会における議論の中間整理」では、以下の提言がなされている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県に生活支援体制整備事業のプラットフォームを構築し、介護予防・日常生活支援総合事業と民間企業等の地域の多様な主体との接続を促進することが必要。 ・ 生活支援体制整備事業の活性化を図るため、生活支援コーディネーターが、その活動や協議体運営を通じ、地域住民の活動とそれ以外の多様な主体の活動とをつなげる活動を評価するなどの検討が必要。 <p>○そこで、この提言に基づき、高齢者の介護予防や日常生活に関する課題を踏まえつつ、これに関連する幅広い分野・地域で活動する多様な主体と、市町村・生活支援コーディネーター等との接続を促進する観点から、都道府県が生活支援体制整備事業のプラットフォームを構築したり、市町村が生活支援体制の強化のための取組を行ったりする際の方策等を整理する必要がある。</p> <p>○このため、本事業では、有識者による委員会を設置した上で、以下を実施する。</p> <p>＜都道府県による生活支援体制整備事業プラットフォームの構築の支援＞</p> <ol style="list-style-type: none"> ① モデルとなる都道府県を複数選定し、都道府県庁の介護・企画部局等と共働で、管内市町村における高齢者の介護予防や日常生活に関する地域課題、生活支援体制整備事業により設置した協議体の運営等に係る課題を把握する。 ② ①で把握した課題を地域の民間企業等、高齢者の介護予防や日常生活支援に関心がある多様な主体・これを束ねる都道府県組織との連携により解決するため、都道府県・市町村／多様な主体・これを束ねる都道府県組織それぞれが、連携にあたり必要な情報(両者の現状の取組や、連携して課題を解決することにより両者に発生するメリット等)を整理し、収集する。 ③ ②で収集した情報を、市町村、生活支援コーディネーター、協議体の構成員、多様な主体・これを束ねる全国組織等に周知する等、今後必要と考えられる新たな連携の構築に資するプログラムを内容とする、シンポジウムを開催する。 <p>＜市町村が行う生活支援体制強化のための取組の支援＞</p> <p>モデルとなる市町村を複数選定し、市町村の介護・企画・産業部局、生活支援コーディネーターと共働で、生活支援体制整備事業を活用しながら、④⑤の取組を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> ④ 高齢者を含む地域住民・地域の多様な主体とのタウンミーティング等を行い、高齢者の介護予防、社会参加、日常生活に関する地域課題の洗い出しと解決策の検討を行う。 ⑤ ④で検討した解決策のうち、民間企業等との連携が必要なものについて、民間企業等との連携体制を構築し、解決に向けた事業を企画して実施する。 ⑥ ①～⑤による成果を報告書にまとめ、市町村等に周知する。 	認知症施策・地域介護推進課

番号	テーマ名	事業概要	担当課室厚生局
65	多様な分野／多様な主体との広域的な連携による生活支援体制の構築に関する調査研究事業	<p>○ 高齢者の地域での生活は、医療・介護のみならず、商業・交通等、地域内外の多様な分野の多様な主体との関わりにより成り立っている。しかし、高齢者の生活に係る課題解決方法を検討するにあたり、行政の介護部局や生活支援コーディネーターは、高齢者の生活に関連する分野・主体の範囲を狭く捉え、市町村内の福祉分野・非営利団体との連携により解決しようとしがちである。この点は、昨年12月に取りまとめられた「介護予防・日常生活支援総合事業の充実に向けた検討会における議論の中間整理」においても指摘され、地域内外の多様な分野の多様な主体との接続を促進することが必要であるとされている。</p> <p>○ そこで、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 多くの市町村で、高齢者の生活に係る課題として認識され、 ・ 高齢者本人や家族にとって、支援を受けたり、活動により提供される場に参加したりしやすく ・ 地域住民にとって、活動の立ち上げや参加に係る関心が高く、 ・ かつ、地域内外の商業・農業分野等の民間企業等との連携が不可欠である <p>食支援活動を題材に、行政の介護部局や生活支援コーディネーターが、地域内外の多様な分野の多様な主体に目を向け、生活支援体制整備事業等を活用しながら必要な連携を行うことができるようにするための方策等を整理する必要がある。</p> <p>○ このため、本事業では、有識者による委員会を設置した上で、以下を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 地域で食支援活動を行う団体の立ち上げや継続支援のために、必要な資源等を整理する。 ② モデル市町村(2箇所程度)を選定し、同市町村において①で整理した資源を確保するためには、市町村内外のどのような主体との連携が必要かを検討し、都道府県・市町村の介護・産業・農業部局や、生活支援コーディネーター・協議体と共働して、実際に連携体制を構築する。 ③ モデル地域以外の市町村にあっても、食支援活動に関心がある市町村内外の民間企業等と連携し、食支援活動を行う団体への支援を行うことができるよう、同企業等の概要(企業名、活動地域、連絡先等)、取組内容、食支援活動への協力実績等を把握し、HP等で公開する。 ④ ②で得られた連携体制構築のノウハウ(民間企業等と関わり方、体制構築にあたっての行政・生活支援コーディネーターの役割、既存の協議体との連動性)や、③で把握した情報の周知を行うため、都道府県・市町村の介護・産業・農業部局や、生活支援コーディネーター・協議体の構成員、地域で食支援活動を行う団体等を対象とした成果報告会を開催する。 ⑤ ①～④による成果を報告書にまとめ、市町村等に周知する。 <p>【本事業の特記条件】 全国の食支援活動を行う団体や同活動に関心がある企業等とのネットワークを有し、これを活かして食支援活動を行う団体の立ち上げや活動継続支援を行った経験を有する団体であること。</p>	認知症施策・地域介護推進課

番号	テーマ名	事業概要	担当課室厚生局
66	互助の持続可能性を高めるための地域づくりのあり方に関する調査研究	<p>○介護予防・日常生活支援総合事業や生活支援体制整備事業にあつては、住民同士が支え合う「互助」があることを前提に、それを支援・強化し、地域住民自らが問題意識をもって課題解決することのできる地域づくりを進めることとしてきた。</p> <p>○他方、団塊の世代以降の世代にあつては、それ以前の世代と比較して、「地域」を意識して生活しておらず、地域活動に価値を見いだしていない・活動する意思がないことも想定される、かつそもそも同世代の人口が少ない地域も多いことから、すでに、地縁組織等を基盤とした互助による活動を続けてきた地域であっても、地域活動の後継者不足等により、互助の基盤を地域で持続可能なものとしていけるのかについて課題が生じている。</p> <p>○このため、令和5年度事業(変化していく高齢者像を見据えた地域住民が支え合う地域づくり推進のための生活支援コーディネーターに求められる機能に関する調査研究事業)では、住んでいる地域に対する意識等に係る地域住民へのヒアリング調査、将来的に高齢者等の地域での生活を担保する上で、互助の果たす役割が小さくなると想定されることに対して、どのような対応が考えられるか等を検討するシンポジウムを行い、その中で生活支援コーディネーターに今後求められる機能等についての提言を行った。</p> <p>○令和6年度事業にあつては、令和5年度事業の中で、地域活動になじみのない団塊の世代以降の世代であっても、趣味活動、子育て等日常生活上の関心事項を通してみれば地域を意識しやすいことや、高齢者を含めた多世代による地域活動に関わることでの生活上のメリットを感じている場合もあること、一見高齢者とは関係がないように思われる地域活動であっても、高齢者の生活支援や介護予防に大きな効果を与えている場合もあること等が明らかになったことをふまえ、団塊の世代以降の世代にも、自身が生活する上で必要であると考えられる観点から地域に目を向け、自発的に活動することを促し、多世代による地域の互助の持続可能性を高めるために、地域づくりを行う上でどのような対応が考えられるか、検討を開始する必要がある。</p> <p>○このため、本事業では、有識者による委員会を設置した上で、以下を実施する。</p> <p>① 地域住民や地域活動に参加する者へのヒアリングやグループディスカッションを通じた、団塊の世代以降の世代の日常生活上の関心事項やそれに対応する地域活動の実態(開始の経緯、活動内容、参加者の年齢・属性、参加者が感じる活動の価値等)等の把握。</p> <p>② 多世代・多様な価値観を有する住民とともに活動を行っている団体や、住民活動に対する支援を行う行政等を対象に、団塊の世代以降の世代は、どのような観点であれば地域に目を向けやすく自発的に活動したいと考えるのか、仮に地域において互助が存在しなければ、どのような事態が生じるのか、互助に代わる仕組みはあるのか等を議題とするフォーラム等の開催。</p> <p>③ ①・②で導き出された課題等を踏まえた、今後の地域づくりにおいて必要な対応等についての提言を報告書に取りまとめる。</p> <p>【本事業の特記条件】 全国の多様な地域活動団体・担い手とのネットワークを有し、実際に地域活動団体の立ち上げや活動継続に係る支援を行った経験を有する団体であること。</p>	認知症施策・地域介護推進課
67	第10期介護保険事業(支援)計画を見据えた一般介護予防事業等の充実を図るための課題整理に関する調査研究事業	<p>令和元年に一般介護予防事業等の推進方策に関する検討会を開催し、その報告書では、通いの場の取組をはじめとする一般介護予防事業等の充実のための方策や、その方策をより効果的・効率的に行うため、市町村、都道府県、国のそれぞれの役割等の方向性を示している。</p> <p>一方で、前回の検討会から時間が経過し、新興感染症への対応など社会的状況も変化していることから、一般介護予防事業等の実施にあたって新たな課題が顕在化していること等が想定される。</p> <p>そこで、本事業においては、自治体に対して悉皆調査を実施し、一般介護予防事業等の現状把握及び課題整理を行った上で、その対応案を検討する(※)とともに、一般介護予防事業等を今後さらに推進するための方策を検討する。また、先進的な事例を収集し、自治体や関係者に周知する。</p> <p>(※)例えば、多くの自治体では、介護予防事業を自治体の職員(専門職等)が中心となって実施しているが、介護予防事業の更なる拡充にあたって、行政だけで対応することには限界がある。こうした課題に対する対応案の一つとして、地域資源(民間事業者や組織)の活用が考えられ、地域資源の把握や地域資源を活用するプロセスの整理等が必要となる。</p> <p>【本事業の特記条件】 一般介護予防等の現状把握や課題整理、対応案の検討にあたっては、関係者や有識者等から構成する検討会を設置した上で議論を行い、報告書にとりまとめること。</p>	老人保健課

番号	テーマ名	事業概要	担当課室厚生局
68	北海道における地域支援体制の持続可能性を高める取組みに関する調査研究事業	<p>北海道の人口は減少局面にあり、とりわけ地方部では都市部への一極集中という社会動態もあり、多くの市町村で減少傾向にあるところ、高齢者の生活を支えるための基盤となる地域コミュニティの存続が危ぶまれている。</p> <p>このような中、生活支援体制整備事業における、高齢者の地域生活を支える・豊かにするとともに、その基盤となる地域コミュニティの持続可能性を高めるような取組みは、北海道地方部における地域包括ケアシステムの構築を推進するうえで極めて大きな意義を持つ。</p> <p>本調査研究は、単なる高齢者の通いの場の設置や生活支援にとどまらない視点を市町村に提供し、「地域支援」として道内の生活支援体制整備事業の新たな展開を促進することを目的に、①高齢者と若者、特に子育て世代等との交流をはかるもの（高齢者の経験・知恵等で若者を助けるもの）、②高齢者の就労的活動・活躍を促進するもの、③高齢者を含む地域コミュニティにおける世帯に対する冬期間の除雪支援や安心できる生活環境を提供するものなどの事例を収集し、その活動のポイントを整理し報告書として取りまとめる。</p> <p>【本事業の特記条件】 ・北海道厚生局が管轄するエリアにおいて調査等を行う計画となっていること。</p>	北海道厚生局
69	農業をいかした高齢者の生きがいがづくり、役割創出、社会貢献、社会参加に関する調査研究	<p>東北地方において、多く眠っているであろう農業をいかした介護予防等の活動について、実態把握、普及啓発等の事例を収集し、活動の促進につながるような工夫やノウハウを整理し報告書を作成する。</p>	東北厚生局
70	通いの場におけるフレイル予防の促進へ向けた効果的な手法に関する調査研究	<p>通いの場事業に対するマネジメント状況は自治体によって異なり、効果的な介護予防・重度化防止を行っている自治体は限られている。令和5年度では、通いの場におけるPDCAサイクルの現状を把握し、課題を分析した。令和6年度では、これらの結果を踏まえ、効果的な取組を行っている自治体と支援が必要な自治体の要因の比較検討と類型化（例：プログラムの内容、時間、組み合わせ、参加拠点数）及び良好なPDCAサイクルを回すための解決策を提示する。</p> <p>これらを広く自治体に周知するとともに、報告書にとりまとめ、管内自治体の参考とする。</p> <p>【本事業の特記条件】 東海北陸厚生局と連携して事業を進めること。</p>	東海北陸厚生局
71	高齢者の生活支援・社会参加に関わる施策の省庁横断的調査研究事業	<p>高齢者の生活支援や社会参加に関わる施策は、各省庁において多様な施策が展開されている。一方で、市町村では、例えば、居住支援であれば福祉部局が住宅部局と、移動支援であれば交通部局と、部局の関係省庁の垣根を超えて、相互に連携して取り組むことが期待されている。しかし、担当部局が触れる情報は、関係省庁のものに限られることが多い。そのため、地域包括ケアに関係する省庁の施策（事業、補助金等）、事例などを取りまとめて、市町村がこれらの多様な施策等を活用して地域をデザインするための支援を行う必要がある。以上を踏まえ、本事業では以下を実施する。</p> <p>①近畿総合通信局、近畿農政局、近畿経済産業局、近畿地方整備局、近畿運輸局、近畿地方環境事務所及び近畿厚生局を中心に、地域包括ケアに関する施策を把握する。</p> <p>②①で把握した施策の自治体等での実施・活用事例のヒアリングを行う。特に、人的、財政的な資源が不十分な小規模自治体や中山間地域で活用可能な事例の把握を優先する。</p> <p>③自治体職員をはじめとする幅広い関係者を対象としたセミナーを行い、情報共有する。</p> <p>④①②で収集した内容を基に自治体向けのパンフレット等の紹介のコンテンツを作成する。</p> <p>⑤①から④について報告書として取りまとめる。</p> <p>【本事業の特記条件】 近畿厚生局と連携して事業を進め、収集する事例は近畿厚生局管内を中心にする</p>	近畿厚生局

番号	テーマ名	事業概要	担当課室厚生局
○医療・介護連携			
72	在宅医療・介護連携に係る認知症の人を含む高齢者の口腔管理体制構築の検討	<p>医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域における医療・介護の関係機関連携は重要である。特に認知症の方においては、認知機能の低下に伴い、口腔清掃自立度の低下や歯科治療の必要性の把握が困難となることが課題として把握されている。そのため、介護事業者と歯科医療機関は早期に連携する必要がある。認知症の人を含む高齢者の口腔管理体制の構築の取組について、自治体、歯科医療機関等に調査を実施するとともに、先進事例についてはヒアリングを実施する。特に在宅医療・介護連携推進事業における取組を調査検討する。その上で、効果的な取組事例をホームページ等で公開できるようデータを作成する。なお、調査及びヒアリング結果や効果的な取組について検討委員会で検討し、報告書にまとめること。</p> <p>【本事業の特記条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本事業の検討会には、行政、歯科専門職の有識者等が委員として参画すること。 ・「在宅医療・介護連携推進支援事業」の受託者と連携して事業に取り組むこと。 ・調査にあたり、厚生労働省及び関係団体等と連携をとること。 	老人保健課
73	在宅医療・介護連携事業の有効的なあり方にかかる調査研究事業	<p>平成26年介護保険法改正により、市町村が実施する事業として、地域支援事業の一つに「在宅医療・介護連携推進事業」が位置づけられてから約10年が経過する。この間、地域の実情を踏まえた取り組みが実施されるよう、取り組み状況等の実態把握等を踏まえ、省令改正や手引き等を改定した。</p> <p>一方、介護保険行政を取り巻く状況は大きく変化しており、今後の更なる事業推進のためには、これまでの知見等も元に、現在の社会ニーズ等も踏まえた上で整理が必要である。</p> <p>そのため本事業では以下を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在宅医療・介護連携推進事業に係る厚生労働科学研究や老人保健健康増進等事業、調査研究等についてシステムティックレビュー等を行う。また、入退院支援、日常の療養支援、急変時の対応、看取り、認知症の対応、感染症発生時や災害対応時等それぞれの好事例について取りまとめる。さらに、今後の施策への提言を報告書に取りまとめる。 ・学識者や有識者、実施主体である市町村をはじめとする行政職等からなる検討委員会を設置し、成果物として、令和5年度介護保険法改正や令和6年介護報酬改定事項等を踏まえた「在宅医療・介護連携推進事業の手引きVer. 3」の改定(案)を作成する。なお、ホームページ等で掲載できるようデータ化する。 <p>【本事業の特記条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「在宅医療・介護連携推進支援事業」の受託者と連携して事業に取り組むこと。 ・在宅医療・介護連携推進事業に関する知見を有する組織であるとともに、介護報酬に係る知見を有している者による事業の実施が望ましい。 ・システムティックレビュー等による分析及び提言に係る経験を有すること。 ・本手引きのような手引きやマニュアルの策定・改訂作業の経験を有すること。 	老人保健課
74	在宅医療・介護連携推進事業における都道府県・市町村連携及びコーディネーターの有効な在り方に関する事業	<p>在宅医療・介護連携推進事業において地域の実情に応じた取り組みを進めている一方、事業の実施に課題を抱える市町村も多い状況にある。また、「介護保険制度の見直しに関する意見」(令和4年12月20日社会保障審議会介護保険部会)において、「データの活用・分析など、都道府県による市町村支援の推進」や「総合的に進める人材の育成・配置」を進める必要性について指摘されており、都道府県や、在宅医療・介護連携推進事業におけるコーディネーター(以下、「コーディネーター」という。)がどのように働きかけを行うべきか等について分かりやすく示した資料等が求められている。そのため、本事業では、都道府県が管内市町村の連携支援を行う際の参考とし、事業の進捗管理や効果測定等も実施できるよう、一連のプロセスを体系化・構築するため、以下を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過去の「在宅医療・介護連携推進支援事業」、在宅医療・介護連携推進事業及び老人保健健康増進等事業等の類似事業に係る成果等の分析 ・実施主体である市町村や、支援する都道府県、在宅医療・介護連携推進事業におけるコーディネーターへのヒアリング調査等を行い、効果的な支援及び取り組みに資するプロセスをそれぞれ体系化 <p>また、上記による成果をそれぞれ、①市町村を支援する都道府県等向けのハンドブック、②コーディネーター及びコーディネーターを活用する自治体及び関係機関等向けのハンドブック、としてまとめ周知する。なお各ハンドブックはホームページ等で掲載できるようデータ化する。</p> <p>【本事業の特記条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「在宅医療・介護連携推進支援事業」の受託者と連携して事業に取り組むこと。 ・在宅医療・介護連携推進事業に関する知見を有する組織であることが望ましい。 ・手引きやマニュアル、ハンドブック等策定作業の経験を有すること。 	老人保健課

番号	テーマ名	事業概要	担当課室厚生局
75	在宅医療・介護連携事業に係る指標の検討事業	<p>在宅医療・介護連携推進事業の一層の推進に向けては、各市町村がその進捗状況を自己評価し、自らの施策を試みることができる評価指標や評価スキームが求められるが、当該事業は地域の実情に応じて構築されていくものであり、定量的な評価が困難な側面もある。</p> <p>そのため、令和4年度～5年度の厚生労働科学研究(医療および介護レセプトデータ分析による在宅医療・介護連携推進のための適正な評価指標等の提案のための研究(研究代表者:国立保健医療科学院 赤羽学))において、既存指標の妥当性の評価や新たな指標の必要性の検討のための基礎データの収集及び提案等がなされたところである。</p> <p>本事業は、これらを踏まえた上で、以下を実施する。</p> <p>① 検討委員会を設置し、市町村及び都道府県においてより活用可能な指標案と、実際に評価を行う際のポイントを整理</p> <p>② 市町村におけるモデル事業の実施</p> <p>③ ①、②の成果も踏まえ、指標案の更なる精査を実施し、指標の具体的な選択方法等を含む自治体向けの手引きを策定</p> <p>なお、自治体向けの手引きはホームページ等で掲載できるようデータ化する。また、得られた結果等は、保険者機能強化推進交付金等の評価指標等の検討に活用することも見据えて整理を行い、報告書にまとめる。</p> <p>【本事業の特記条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「在宅医療・介護連携推進支援事業」の受託者と連携して事業に取り組むこと。 ・在宅医療・介護連携推進事業に関する知見を有する組織であって、これまで、自治体向けにデータの利活用等を行ってきた実績を有する学識経験者がいる組織が望ましい。 	老人保健課
76	在宅医療・介護連携における訪問看護事業所の効果的な連携に関する調査分析事業	<p>今後、2040年にかけて人口・世帯構成が変化することに伴い、医療と介護双方のニーズを有する高齢者が大幅に増加することが見込まれる。そのため、医療と介護の関係者、関係機関間の情報提供等を、相互の顔の見える関係を土台とした上で、さらなる連携を図ることが求められる。令和5年度在宅医療介護連携推進支援事業の実態調査(以下、「令和5年度実態調査」という。)では、「在宅医療に必要な連携を担う拠点」に訪問看護事業所を位置づけている自治体や、訪問看護事業所に在宅医療・介護連携推進事業のコーディネーターを配置している自治体も把握され、訪問看護事業所は「在宅医療に必要な連携を担う拠点」及び「在宅医療・介護連携推進事業」において自治体や地域の医師会等との効果的な連携等、一定の役割を担うことが求められている。そのため、本事業では、令和5年度実態調査で把握された訪問看護事業所、医師会並び自治体を対象に、医療・介護連携における訪問看護事業所の連携の在り方や役割等について調査し実態把握を行う。また、効果的・効率的な連携を行っている訪問看護事業所について取組事例等を取りまとめ、ホームページ等で掲載できるようデータを作成する。さらに、これらの調査結果を踏まえ、今後、医療・介護連携において訪問看護事業所が更なる連携や役割を発揮するために必要な方策等を提案する。</p> <p>(参考)「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について」(医政地発第0331第14号令和5年3月31日)において、「病院、診療所、訪問看護事業所、地域医師会等関係団体、保健所、市町村等の主体のいずれかを在宅医療に必要な連携を担う拠点として医療計画に位置付けること。」及び「在宅医療に必要な連携を担う拠点を医療計画に位置付ける際には、市町村が在宅医療・介護連携推進事業において実施する取組との連携を図ることが重要である。」とされている。</p> <p>【本事業の特記条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「在宅医療・介護連携推進支援事業」の受託者と連携して事業に取り組むこと。 ・在宅医療・介護に関して多くの知見を有する組織であることが望ましい。 ・検討にあたっては、関係者や有識者等からなる検討委員会を設置すること。 	老人保健課

番号	テーマ名	事業概要	担当課室厚生局
77	在宅医療・介護連携推進事業のコーディネーター支援及びスキルアップに関する調査研究事業	<p>在宅医療・介護連携推進事業についてコーディネーターの果たす役割は、相談の支援や多職種連携の構築等、多岐にわたり極めて重要である。コーディネーター本人からは、スキルアップのための研修会やコーディネーター間で取組事例の共有や情報交換ができるネットワークの構築支援を求める声があがっている。</p> <p>各都道府県において、コーディネーターの支援策として研修会等を実施しているところであるが、コーディネーターの役割に応じた効果的な研修をどのように実施していくかが課題となっている。また、県単位でネットワークを構築しコーディネーター間で取組事例の共有や情報交換を実施している事例がある一方で、コーディネーター間の交流が少ない県も散見される。</p> <p>本調査研究では、都道府県によるコーディネーターの支援の実態を把握するとともに、コーディネーターへの効果的な研修の在り方を委員会で検討し、コーディネーターを対象とした研修会をモデル的に実施し効果を検証する。また、コーディネーター間で取組事例の共有や情報交換を目的としたネットワークの構築を検討する。研究成果として都道府県の参考となる具体的手法を提示し、報告書にまとめる。</p> <p>【想定される主な事業内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 検討委員会の設置 2 都道府県の在宅医療・介護連携推進事業のコーディネーター支援の実態調査 3 国(厚生局)、都道府県におけるコーディネーター支援の在り方について検討する <ul style="list-style-type: none"> ・ コーディネーターを対象とした研修内容の検討 ・ コーディネーターの横のつながりを目的としたネットワークの検討 4 関東信越厚生局及び1県でコーディネーターを対象とした研修会をモデル的に実施 5 報告書の作成 <p>【本事業の特記条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 関東信越厚生局管内において調査研究事業を実施する計画となっていること ・ 「在宅医療・介護連携推進支援事業」の受託者と連携して事業に取り組むこと 	関東信越厚生局
78	中山間地域等での在宅高齢者におけるICT活用による歯科領域との多職種連携に関する調査研究事業	<p>歯科医療機関等と在宅高齢者の口腔に関する相談等をICTを活用して実施するモデル事業を実施し、適切な口腔ケアや治療を実施するフローを検討するとともに、地域での実運用に向けての方策を検討し、報告書としてまとめる。さらに、中山間地域の医療機関や介護事業所、訪問看護ステーション等に対して歯科専門職とのICTを活用した具体的な連携内容の調査を実施し、報告書としてとりまとめるとともに、年度内に報告会を実施すること。また調査は、有識者・実務者等による事業進捗会を設置し、実施すること。</p> <p>【本事業の特記条件】</p> <p>本事業のアドバイザーとして、歯科口腔保健等の口腔に関するICTを活用した観察・指導等に関する有識者が参加すること。四国厚生支局管内にて事業を行う計画となっていること。</p>	四国厚生支局
○認知症施策			
(普及啓発・本人発信支援)			
79	認知症の本人参画型研究についての調査研究事業	<p>○今年1月に施行された共生社会の実現を推進するための認知症基本法においては、「共生社会の実現に資する研究等の基盤を構築するため、官民の連携を図るとともに、～(略)～研究等への認知症の人及び家族等の参加の促進、～(略)～その他の必要な施策を講ずるものとする。」と規定されている。</p> <p>○他方で、研究分野における認知症の人や家族等の参画については、その方法等は確立されておらず、個別の研究ごとに様々な方法で実施している現状にある。</p> <p>○本事業では、研究分野における認知症の人や家族等の参画について、認知症の本人や家族、研究者、有識者等が、調査・検討を行い、認知症の本人参画型研究のあり方などについて報告書にまとめ、研究等への認知症の人及び家族等の参加の促進に寄与することを目的とする。</p>	認知症施策・地域介護推進課

番号	テーマ名	事業概要	担当課室厚生局
80	共生社会の実現を図るための施策への認知症の本人参画のあり方の調査研究事業	<p>○今年1月に施行された共生社会の実現を推進するための認知症基本法においては、都道府県・市町村において認知症施策推進計画を策定することが努力義務として規定されており、策定する際には認知症の人等の意見を聴くよう努めなければならないとされているところである。</p> <p>○また、自治体等で実施される様々な認知症施策への認知症の本人参画の動きは活発になっており、自治体においても、その必要性を認識しているが、実際の参画方法については苦慮しているケースも散見される。</p> <p>○本事業では、認知症の本人参画が実質を伴う形になり、本人参画のための環境や配慮等が適切なものとなるよう、認知症希望大使等の認知症の本人とその支援者、自治体担当者、有識者等が、認知症の本人参画の現状と課題、工夫や改善策、支援者による支援の現状と課題等について調査・分析を行い、認知症の本人参画のあり方に関する検討を行い、全国の自治体で活用可能な「認知症の本人参画の指針」を作成することを目的とする。</p> <p>【本事業の特記条件】 本事業の実施に当たっては、認知症の人の声をしっかりと聴きながら、認知症の人と一緒に事業を実施していくという姿勢で取り組むこと。</p>	認知症施策・地域介護推進課
81	認知症施策推進のための広域的支援に関する調査研究事業	<p>認知症基本法の施行により、地方公共団体はその基本理念のもと、認知症の人及び家族等の意見を聴きながら認知症施策を策定・実施する責務を有しているが、認知症本人の意見を重視した市町村施策の展開は十分に広がっておらず、実効的な施策の推進を促す環境整備が急務となっている。</p> <p>こうした中、令和4年度「認知症の人本人の声を市町村施策に反映する方策等に関する調査研究」では、都道府県等が市町村を効果的に支援するための課題として、具体的な方策の検討・蓄積が挙げられている。</p> <p>この課題を踏まえ、九州厚生局管内で①県への市町村支援にかかるヒアリングの実施、②①の結果、賛同を得られた県に対し伴走型支援を含むモデル事業(※)の実施を行うことで市町村支援のための支援手法・ツール等の検討や好事例の発掘を行い、県等へ成果の普及を図る。</p> <p>※アドバイザーを派遣し、認知症本人の声を聞くことの重要性から施策反映に至るまで、自治体の現状(以下の(I)~(III)の段階)に応じて支援</p> <p>(I)認知症本人の声の把握 (II)認知症本人の声の記録・蓄積・共有 (III)認知症本人の声からの地域づくりのアクション・市町村施策への反映</p> <p>なお、これらの調査研究に係る事業報告会を開催するとともに、調査結果に係る報告書を作成する。</p> <p>【本事業の特記条件】 ・九州厚生局が検討委員会等へ参加のうえ、意見を述べる事が出来ることとする。</p>	九州厚生局

番号	テーマ名	事業概要	担当課室厚生局
(医療・ケア・介護サービス・介護者への支援)			
82	認知症の背景疾患等の実態ならびに専門的対応マニュアルに関する調査研究	<p>○認知症疾患医療センターの整備は、「認知症施策推進大綱」において、全国で500カ所、二次医療圏ごとに1カ所以上が目標とされ、「精神疾患の医療体制の構築に係る指針」では、これに加え、人口の多い二次医療圏では概ね65歳以上人口6万人に1カ所程度整備すること、とされ、令和5年10月現在の設置カ所数は、全国に505カ所となり、概ね一律的な整備は進んできている。一方、アルツハイマー病の新たな治療薬の開発が進む中、医学の進展に即した医療提供体制の検討・整備が必要となっ</p> <p>てきている。</p> <p>○そのため、本事業では</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これまで蓄積されてきた認知症疾患医療センターの診療データから、認知症の背景疾患等と関連する支援方法等の実態を明らかにするとともに、今後も継続的に実態把握ができるように効果的な調査・検証方法を明らかにし、施策に活用できるよう政策提言すること。 ・これまで国内で作成されてきた災害時等の認知症の人や家族等への対応マニュアルを、認知症の背景疾患等と関連する支援方法をもとに、専門的見地から系統的に整備すること。 <p>【本事業の特記条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災等の過去の災害時に、専門的見地から認知症の人やその家族等への対応マニュアルを作成した経験がある団体であること。 	認知症施策・地域介護推進課
83	BPSD予防の見地からの専門的医療のかかわりについての調査研究	<p>○精神科病院における治療が入院ベースから外来ベースに徐々に移行し、患者の地域移行が進展する中で、認知症施策推進大綱においては、認知症の人に対して早期発見・早期対応が行えるように地域の連携を強化するほか、「精神科病院等が介護事業所等と連携し、あるいは地域のネットワークに加わり、介護職員や家族、一般診療科の医師等からの相談に専門的な助言を行ったり、通院や往診等により適切な診断・治療を行ったりすることが必要である」とされている。</p> <p>○本事業では、医療・介護現場のみならず在宅療養においても、BPSDの予防的な視点から専門的医療がどのように関わるべきであるのか、また専門的医療とどのように連携すべきであるのか等を専門的見地から手引き等としてまとめ周知する。</p> <p>【本事業の特記条件】</p> <p>令和4年度「認知症診療・介護地域連携における精神科病院のアウトリーチ的な役割の向上に向けた調査研究事業」および令和5年度「認知症の人や家族のための入退院等に際した精神・心理的支援の調査研究」の結果を踏まえて実施すること。</p>	認知症施策・地域介護推進課
84	認知症の評価尺度の利用促進に関する調査研究	<p>○介護現場においては、認知症の進行等に伴う認知機能そのものや生活機能障害の評価等は広く行われておらず、主に、認知症に伴う介護負担度の観点から評価が行われていることから、認知機能や生活機能障害の評価を行い、これらの残存能力の維持・向上を目指すべきという指摘があった。</p> <p>○上記を踏まえ、令和4、5年度においては、認知機能・生活機能障害を総合的かつ簡便に評価する認知症の評価尺度を検討・作成し、その有用性の検証を実施した。また、検証結果を踏まえた利用方法のガイドを作成した。</p> <p>○令和6年度には、この評価尺度をガイドとともに、これまで検証していないケアマネジャーなどにも広く利用促進し、その活用上の課題を検討する。併せて、これまで対象者に比較的少なかった日常生活自立者や重度認知症者等への実用性の検証など、令和5年度の事業で抽出された課題を検証し報告書にまとめる。</p> <p>【本事業の特記条件】</p> <p>○令和4、5年度老健事業「認知症の評価尺度のあり方に関する調査研究」をふまえて実施すること。</p>	認知症施策・地域介護推進課

番号	テーマ名	事業概要	担当課室厚生局
85	BPSDの予防・軽減を目的としたチームケア推進に関する調査研究	<p>○認知症施策推進大綱や令和3年度介護給付費分科会審議報告において、BPSDの予防・軽減を目的としたケアプログラムの開発や、BPSDへの対応や評価の方策を検討すべきとされてきている。</p> <p>○令和3～5年度においては、介護現場で活用できるBPSDの評価指標について、およびBPSDを未然に防止するケアのあり方、BPSD軽減・再発を防止するケアのあり方についてのチームアプローチの検討を行い、その結果を踏まえ、施設等において、BPSDの未然に防止する効果、軽減・再発を防止する効果の検証を行い、QOL(生活の質)への影響の分析、ケアの手順・手続きの検証や、指標のあり方について更なる検討を行った。</p> <p>○令和6年度は、これまで検証してきたチームケア方法の活用実態および効果、並びに令和5年度までに検討した研修の効果について検証を行うとともに、在宅等におけるBPSDの予防・早期対応を図るためにどのような方法が望ましいのかの検討を行う。</p> <p>【本事業の特記条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協議額上限20,000千円を超えた応募額を可能とする。 ・令和2年度から継続するR5年度「BPSDの予防・軽減を目的とした認知症ケアモデルの普及促進に関する調査研究」をふまえた研究を実施すること。 	認知症施策・地域介護推進課
86	難聴高齢者の早期発見・早期対応等に向けた手引きの活用に関する調査研究事業	<p>○難聴がQOLの低下や認知機能の悪化に影響を与え、介護予防や生活の質を維持していくうえで、難聴の早期発見と対応が重要であるといわれており、自治体における難聴高齢者の早期発見と早期対応等に向けた関係者の連携を促進する必要がある。</p> <p>○本事業では、令和5年度に作成した「自治体における難聴高齢者の早期発見と早期介入等に向けた関係者の連携を促進するための手引き」の効果的な活用方法を、行政関係者や有識者等で構成する検討会で検討し、自治体が地域の実情等に適した形で難聴高齢者の早期発見・早期対応等に向けた適切な実施体制を構築することで、難聴高齢者への適正な支援の普及につながることを目的とする。</p> <p>○また、自治体での手引きを活用した実践を通じて、手引きの内容のブラッシュアップを行う。</p> <p>【本事業の特記条件】</p> <p>本事業の実施に当たっては、令和5年度に実施した「難聴高齢者の早期発見・早期介入等に向けた関係者の連携に関する調査研究事業」の報告書等を踏まえること。</p>	認知症施策・地域介護推進課
(研究開発・産業促進・国際展開)			
87	共生社会の推進のための認知症の本人参画に関する国際ネットワーク構築に向けた調査研究事業	<p>○今年1月に施行された共生社会の実現を推進するための認知症基本法では、施策への認知症の本人の参画が重要視されている。国内の認知症の当事者活動のネットワークはすでに構築されているが、本人参画の取り組みを加速させていくためには、先進的な活動を行っている海外の当事者活動のネットワークと連携し、その活動内容を研究することが有用である。</p> <p>○また、我が国の共生社会の実現を推進するための認知症基本法を踏まえた本人参画の取り組みや、認知症ケアなど認知症施策の取り組みについて、高齢化先進国である我が国のリーダーシップの下、国際社会へ情報発信を行うことは、認知症施策に関する国際連携を推進することに寄与するものである。</p> <p>○本事業では、すでに構築されている国内の当事者活動のネットワーク、家族等支援者のネットワーク、自治体への調査などを通して、国内で展開されている認知症の本人参画の共生社会の推進に向けた情報を収集し集約する。</p> <p>また、海外の文献や国際アルツハイマー病協会(ADI)や国際認知症同盟(DAI)やスコットランドなど海外の認知症の当事者活動のネットワーク等が発信している情報など、現在、海外で展開されている本人参画の認知症ケアや共生社会の推進に関する情報を収集し集約する。</p> <p>さらに、国内の当事者活動のネットワーク等とADI、DAI、海外の当事者活動のネットワーク等との連携を通じて、認知症の本人参画による共生社会の実現を推進のための国際ネットワークの構築に向けた取り組みを実施するとともに、国際社会への情報発信を行い、認知症施策に関する国際連携を推進する。</p>	認知症施策・地域介護推進課

番号	テーマ名	事業概要	担当課室厚生局
(その他)			
88	共生社会の実現を推進するための認知症基本法に基づく認知症施策のあり方に関する調査研究事業	<p>○今年1月に施行された共生社会の実現を推進するための認知症基本法においては、都道府県・市町村において認知症施策推進計画を策定することが努力義務として規定されている。一方、政府が策定する認知症施策推進基本計画は、令和6年秋頃に閣議決定を行う予定で認知症施策推進関係者会議等での議論が進んでいる。</p> <p>○本事業では、昨年、認知症基本法の施行に先立ち開催された「認知症と向き合う『幸齢社会』実現会議」のとりまとめや認知症施策推進関係者会議での検討状況を踏まえ、認知症の本人や家族、有識者等からなる検討委員会を設置し、以下の施策について、各事業のあり方や事業間の連携、都道府県や市町村が各事業を実施する上で効果的・効率的な実施方策や留意点、認知症施策推進基本計画で定める各事業の目標を参考に都道府県や市町村で策定する認知症施策推進計画において目標を定める際の考え方などの検討を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症に関する本人発信、認知症に関する正しい知識の普及啓発の促進や、認知症バリアフリーの推進に資する施策 ・ 主に市町村が実施主体として事業を実施する認知症に関する保健医療・福祉サービスの提供体制の整備等に関する施策 ・ 主に都道府県が実施主体として事業を実施する認知症に関する保健医療サービスの提供体制の整備等(認知症の専門医療機関や医療従事者等の認知症対応力向上に関する事等)に関する施策 <p>その上で、共生社会の実現に向け、関連する行政分野との連携を含め、今後の認知症施策のあり方について、政策提言としてとりまとめる。また、都道府県や市町村で認知症施策推進計画を策定する際に参考となる手引きを作成する。</p> <p>○事業実施に際しては、検討委員会のほか、検討分野別に複数の小委員会を設置し、各委員会が連携して検討を行うとともに、必要に応じ、定量的調査や定性的調査を実施する。</p> <p>【本事業の特記条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 協議額上限20,000千円を超えた応募額を可能とする。 	認知症施策・地域介護推進課
○介護人材確保対策			
(人材確保)			
89	認知症介護実践者等研修の研修内容に関する調査研究事業	<p>○令和5年12月に社会保障審議会介護給付費分科会でとりまとめられた「令和6年度介護報酬改定に関する審議報告」において、「認知症介護に関する研修(認知症介護指導者養成研修や認知症介護実践リーダー研修等)について、現行の研修方法では実地の講義等が多いことから、研修の質を担保しつつ、研修時間数も含めた研修のスリム化やオンライン化について積極的に検討していくべきである。」と指摘されており、認知症介護に係る研修等の受講しやすい環境整備は喫緊の課題である。</p> <p>○また、同審議報告では、「新加算の要件で求めている「認知症の行動・心理症状(BPSD)の予防に資するケアプログラム」について、現在、受講環境が限られている課題があるところ、より多くの介護職員等の受講を促進する観点から、同プログラムの受講環境の向上を検討していくべきである。」と指摘されている。</p> <p>○これらの指摘を踏まえ、本事業では、有識者等からなる検討委員会を設置し、認知症介護実践者等研修(認知症介護指導者養成研修、認知症介護実践リーダー研修、認知症介護実践者研修)等について、研修の質を確保しつつ認知症ケア従事者が受講しやすいカリキュラムの内容と受講方法について検討を行い、カリキュラム等の見直しについての提案を行うものとする。また、新たな研修教材の作成や研修実施主体である都道府県・指定都市等への見直し内容の周知等を実施するものとする。</p>	認知症施策・地域介護推進課
90	介護人材の定着促進がもたらす様々な効果分析等に関する調査研究	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護人材の確保については、喫緊かつ将来にわたる重要な課題であり、様々な人材確保策を講じているところであるが、中でも、人材の定着促進も重要な対策の1つであるところ。 ・ 短期間での離職者が増えることで、採用や教育等にかかるコストが事業者の大きな負担となっている可能性があること等も踏まえ、アンケート調査やインタビュー調査により、例えば、職員の勤続年数、短期間での離職者数などの定着状況、採用や教育等のコスト面、その他、職員の定着が効果に結びつく可能性がある事項を把握し、事業者における定着促進の取組状況による、採用、教育コスト面の変化など、様々な効果があることを、定量的、定性的に示し、更なる定着促進を図ることを目的とする。 	福祉基盤課福祉人材確保対策室

番号	テーマ名	事業概要	担当課室厚生局
91	介護の入門的研修から入職までの一体的支援モデル構築に関する調査研究事業	<p>・高齢化が進み介護ニーズが高まる中、介護人材確保は喫緊かつ将来にわたる課題であり、介護分野への参入促進は極めて重要。</p> <p>・現在、介護分野への参入促進のため、介護未経験者の参入きっかけを作るとともに、参入障壁となっている介護分野で働く際の様々な不安を払拭することを目的とした「介護に関する入門的研修」を実施しているところ、新たに都道府県等において実施される、介護に関する入門的研修、職場体験、マッチング等を組み合わせ、実際の入職までつなげる一体的支援を強化したモデル事業（介護の入門的研修から入職までの一体的支援モデル事業）の取組を横展開していくため、モデル事業実施状況の把握、効果測定、課題整理、好事例の収集、都道府県等による効果分析への支援等を行い、地域の実情等に応じた導入モデルの検証を行うとともに、多くの自治体で導入できるよう、普及方法などについても整理・検討する。</p>	福祉基盤課福祉人材確保対策室
92	総合的な介護人材確保策の推進に関する調査研究事業	<p>・介護人材の確保については、喫緊かつ将来にわたる重要な課題であり、これまで様々な人材確保策を講じ、分野毎に様々な施策や研究が進められ、対策の方向性も変化してきているところ。</p> <p>・今後、更なる総合的な介護人材確保策を進めるため、これまでの変遷や現時点での施策、好事例、課題等の収集、整理を行い、有識者に意見を伺いながら今後の進め方等について検討を行う。</p> <p>・あわせて、検討を進めるうえで必要な介護人材に関する様々な定量的データについて、既存のデータに加え、新たなデータなどについて収集・整理を行うこともあわせて行うことで、検討に必要な基礎資料の整理を行う。</p>	福祉基盤課福祉人材確保対策室
93	介護保険施設における社会福祉士の活用状況と有効性に関する調査研究事業	<p>地域包括ケアシステムの深化・推進として、必要なサービスが切れ目なく提供される体制の構築が求められている中、介護老人福祉施設や介護老人保健施設における社会福祉士（生活相談員等）は、認知症等による生活上の課題を抱え、地域で孤立している高齢者を発見し、必要なサービスへと繋ぐ連携・調整役としての役割を担っているとの事例が報告されている。一方で、特に医療的ニーズの高い高齢者に対する社会福祉士による相談援助の活動実態や、その有効性等は明らかになっていない。本事業では、介護医療院を始めとする介護保険施設等において、ヒアリング調査やアンケート調査等の手法を通じて、医療的ニーズの高い高齢者に対する社会福祉士の活動実態等の把握、及び、専門職性の発揮状況と有効性の検証を行う。</p>	福祉基盤課福祉人材確保対策室
94	海外における外国人介護人材の獲得力強化に関する調査研究事業	<p>外国人介護人材の確保のための、海外への戦略的な働きかけが求められているところ。外国人介護人材受入に関わる政府機関、地方自治体、学識経験者、介護事業者等有識者による意見交換会を開催し、令和5年度補正予算（外国人介護人材受入促進事業）により、海外現地の学校との連携強化を行うなど積極的に外国人介護人材確保に取り組む介護事業所等のフォローアップを通じて、海外における外国人介護人材の獲得力の強化のための方策を検討する。</p>	福祉基盤課福祉人材確保対策室
95	外国人介護人材の受入れ・定着にむけた効果的なICT機器等のツールの利用に関する調査研究事業	<p>外国人介護人材の受入・定着に当たっては、職員間のコミュニケーションを円滑にし、利用者に安全な介護を提供できるよう、各施設・事業所で様々な工夫が行われている。そのひとつに、多言語に対応した介護記録ソフトや介護現場において常時連絡を取り合うことのできるインカム等ICT機器の導入がある。こうしたツールの導入は、外国人介護人材が言語の課題を乗り越え、本来の力を発揮しやすい環境作りができるとともに、日本人職員にとってもコミュニケーション上の齟齬がなくなり、業務の負担軽減等効率的な業務の実施につながるというメリットがある。業務の効率化が進むことにより、施設・事業所全体の生産性向上につながる一方、こうしたICT機器等の導入経験がない介護現場においては、課題の抽出、導入する機器の選定、活用方法等のノウハウが乏しく、導入に係る初期の業務負担も生じ、導入・活用がうまくいかないケースもあると考えられる。</p> <p>本事業では、ICT機器を導入・活用することにより、外国人介護人材の受入・定着に一定の効果を上げている施設・事業所に対してヒアリングを実施し、施設・事業所の状況に応じた取組内容、ツールの選定、導入に当たっての課題や工夫等を整理した上で、効果的なICT機器等のツール活用を先進事例として示すことにより、外国人介護人材の円滑な就労、定着を図るものである。</p>	福祉基盤課福祉人材確保対策室

番号	テーマ名	事業概要	担当課室厚生局
96	外国人介護人材の転職状況に関する調査研究事業	<p>介護職として技能実習を修了した者が特定技能介護に移行し引き続き同一施設で就業、また、アジア諸国で特定技能試験を受けて日本で介護施設に就業するなど、特定技能外国人は増加している。一方、介護以外の他職種や他地域の介護施設等に転職する事例についても指摘されている。また、技能実習制度廃止後の新たな制度においては転籍が認められていることから、介護分野で働き続けることを選択する外国人材の確保、また、地方の介護施設等における労働力維持は喫緊の課題である。特定技能外国人や技能実習生等外国人介護人材の労働移動の実態を把握した上で、有効な施策検討が今後必要となる。</p> <p>本事業では、特定技能外国人や技能実習生等外国人介護人材を受け入れている介護施設・事業所または法人に対して、外国人介護人材の人材転出・転入状況や人材定着に向けた施策の実施状況を調査するとともに、転職(転籍)経験・意向のある外国人介護人材本人に対して転職・転籍に至った経緯等を調査する。併せて、外国人介護人材の誘致・定着に向けた事業所の取組や各自治体の施策についても情報収集を行い、今後の外国人介護人材の確保・定着に係る施策の方向性を検討する。</p>	福祉基盤課福祉人材確保対策室
97	介護人材確保対策における福祉人材センターの今後の事業実施に関する調査研究事業	<p>○介護人材の確保については、喫緊かつ将来にわたる重要な課題であり、これまで様々な人材確保策を講じ、分野毎に様々な施策や研究が進められ、対策の方向性・事業の実施主体も変化してきているところ。</p> <p>○今後、更なる総合的な介護・福祉人材確保策を進めるため、福祉人材センターの事業内容の変遷や現時点での施策、好事例、課題等の収集、整理を行うとともに、民間職業事業者の取組の研究等も行い、有識者に意見を伺いながら福祉人材センターの事業の今後の進め方等について検討を行う。</p>	福祉基盤課福祉人材確保対策室
98	北海道内地方部の自治体における福祉・介護人材確保のための調査研究事業	<p>過疎・高齢化が進行している北海道内の地方部の自治体においては、慢性的に福祉・介護人材が不足しており、特に若年層の人材確保は深刻な状況にある。その背景には、都市部に集中している福祉・介護系の養成校が実習を地方部で行う機会がきわめて少ないことが挙げられる。</p> <p>本調査研究は、地方部自治体における若年層の福祉・介護人材の確保に資することを目的に、日本ソーシャルワーク教育学校連盟北海道ブロック等を通して、道内における全ての福祉・介護専門職養成校に働き掛け、賛同する養成校とともにカリキュラムの見直しや地方部自治体での学生実習の積極的実施に向けた検討を進めるほか、自治体関係者・養成校教員・現場実践者等を構成員とする検討委員会を組織し、地方部自治体における若年層の福祉・介護人材の確保に向けた論点整理を行った上で、地方創生の観点から、地方部での実習を自治体の全庁的な取組として推進するための可能性と課題を検討するとともに、多様な受入れ体制のモデルを構築する。また、令和5年度事業において把握した、実習ニーズが高い施設・自治体を中心に実証するとともに、養成校や学生のニーズに対応した多様な実習プログラムの開発を検討し、報告書として取りまとめる。</p> <p>【本事業の特記条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北海道厚生局が管轄するエリアにおいて調査等を行う計画となっていること。 ・令和5年度の老健事業においては、学生を対象としたフィールドワークを5自治体にて行ったほか、養成校や受入先の自治体・施設を対象とした調査によりニーズ・課題等を把握したことから、これらの調査研究成果を踏まえた事業を行う計画となっていること。 	北海道厚生局
(人材育成)			
99	介護職員の技能等に係る評価のあり方に関する調査研究事業	<p>国内の青年技能者(原則23歳以下)を対象に、技能競技を通じ、青年技能者に努力目標を与えると同時に、技能に身近に触れる機会を提供するなど、広く国民一般に対して技能の重要性及び必要性をアピールし、技能尊重機運の醸成に資することを目的として、厚生労働省及び中央職業能力開発協会が主催者となり、技能五輪全国大会が開催されている。当該大会に介護職種は含まれていないが、一部の民間団体等においては、介護職員の介護技術の向上や地域の介護への関心を深める観点等から、介護技術に関する競技大会が開催されている。</p> <p>今後、介護サービスの需要が更に高まることが見込まれる中、介護従事者個人の専門性が評価され、目標を持ちながらやりがいを持って働き続けることができる環境づくりも重要である。</p> <p>令和5年度事業では大会の視察、都道府県や民間団体の取組状況を踏まえ、技能五輪全国大会に介護職種の競技を追加するにあたっての論点及び課題を整理したところ、令和6年度においては、具体的な技能等の評価のあり方について検討し、競技課題や採点基準のたたき台をとりまとめて報告書を作成し、介護職種の追加時期やあり方等に係る具体的提言を行う。</p> <p>【本事業の特記条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護分野は、多様なサービスからなる多様な団体を擁する領域であることを踏まえ、関係団体等の参画を得て検討委員会を開催するなど、丁寧に合意形成を図ること。 ・介護に関する能力や知識を判定・評価するための客観的な基準についての策定実績を有すること。 	認知症施策・地域介護推進課

番号	テーマ名	事業概要	担当課室厚生局
100	実務者研修の実態把握に関する調査研究事業	実務者研修の受講が義務づけられてから一定年数が経過しているが、受講管理や評価方法などは実務者研修実施者に委ねられており、ばらつきがあることが想定されるものの実態が明らかになっていない。本事業では、実施者及び受講修了者への調査を実施により実態を把握し、「レポート課題の確認」「評価方法」「スクーリングの授業方法」等の想定される教育例についてまとめる。また、受講者向けに、課題の取り組み方や各科目の学習の進め方をまとめた受講の手引きや実務者研修及び国家試験受験・合格に送り出す所属施設向けに国家試験に合格することを見据えて心がけてもらいたい事項をまとめたパンフレットを作成する。	福祉基盤課福祉人材確保対策室
101	実務者研修における外国人受講者の受入環境整備に関する調査研究事業	今後、外国人介護人材の実務者研修の受講が増加していく見込みである。一方でこれまで日本人受講者を想定してきた実務者研修実施者にとっては、外国人受講者への対応に不安があることが想定される。本事業では、外国人が実務者研修を受講するときの課題と対応についてヒアリングから把握し報告書にまとめる。また、必要に応じてテキストを作成する者へヒアリング等を実施する。その上で、実務者研修実施者向けに指導のポイントを作成し、外国人受講者向けに、日本の介護の考え方、用語の整理など学習の補助教材を作成する。	福祉基盤課福祉人材確保対策室
102	介護福祉士養成施設における国家試験合格に向けた取組に関する調査研究事業	介護福祉士養成施設が担う人材育成の役割は非常に重要である。令和2年度介護福祉士国家試験合格発表時から、養成施設別の合格率を公表しており、各養成施設は合格率向上に取り組んでいる。養成施設別の合格率を経年分析し、合格率向上を果たした養成施設を選定しヒアリングを行う。養成施設の運営や教育方法の工夫を把握するとともに、合格率向上や入学生の獲得に取り組む養成施設の好事例を集める。これらから、養成施設における現状と課題を整理・分析する。	福祉基盤課福祉人材確保対策室
103	外国人介護人材のキャリア構築に関する調査研究事業	外国人介護人材により選ばれる「日本」「介護」であり続けるためには、外国人介護人材が日本での経験を通じてキャリアを構築することのできる環境整備が必要である。過去の調査では、技能実習あるいは特定技能での就業中に介護福祉士資格を取得し、介護現場の職員を率いるリーダー職へ就いた事例や、介護プランの策定に携わるケアマネジャーの資格取得を目指す事例などが確認できている。また、特定技能に移行した外国人介護職員が、技能実習生の指導的役割を担う、帰国し日系企業が経営する介護施設に就職する、あるいは帰国後一定期間を経て再び日本での就労を志すなど、外国人介護職員ならではの活躍の在りようも考えられる。本事業では、外国人介護職員の活躍状況やキャリアに関する意向・展望等を調査するとともに、帰国後人材や第三国からの人材受入に係る支援状況等についても調査を行い、委員会での議論を通じて、外国人介護人材のキャリアパスモデルを検討し、その実現に資する施策の方向性を検討する。	福祉基盤課福祉人材確保対策室
104	外国人介護人材の介護福祉士国家資格取得の支援強化に関する調査研究事業	介護職種の技能実習生及び介護分野の特定技能外国人(以下「外国人介護人材」という。)については、制度の目的から介護福祉士国家資格の取得が位置づけられていないが、外国人介護人材のキャリアアップのため、また、受入施設の中には、外国人介護人材に長期間就労してほしいと希望するところもあり、外国人介護人材に対する介護福祉士国家資格取得に係る支援は、外国人介護人材の定着を図る上でますます重要となってきている。 令和5年度事業において実施した介護福祉士国家資格取得のための指導者養成研修のフォローアップや、民間団体が試行的に実施している介護福祉士国家試験対策講座の効果測定・課題整理と併せて実施することにより、外国人介護人材の介護福祉士国家資格取得に対する重層的な支援体制の構築を図る。	福祉基盤課福祉人材確保対策室
105	日本の介護技術のアジア標準化を目指した介護技術教材の開発及び活用事例に関する調査研究事業	介護現場において提供されるサービスを評価・共有し、教育・研修に活用することにより、質の高いサービスの提供と介護従事者の円滑なコミュニケーションを図るアプリケーション「iTherapy」とChat GPTを活用し、日本の介護サービスのアジア標準化を視野に教材動画を作成する。同教材を日本国内、アジア諸国(インドネシアを想定)において試用することにより、課題を把握・改善し、日本の介護技術をアジア標準化まで高めていく。	福祉基盤課福祉人材確保対策室

番号	テーマ名	事業概要	担当課室厚生局
106	外国人介護人材キャリア育成手法としてのQMSガイド導入の実装化に向けた調査研究事業	令和4年度、5年度において全国6地域で試行的にQMSガイドによる外国人介護人材のキャリア育成を実施。令和6年度では、介護現場での実装化を目指し2つの自治体において、これまでの事業での成果、課題を踏まえて作った仮説の下、効果性を検証する。	福祉基盤課福祉人材確保対策室
107	介護技能向上を目的としたコンテストの効果分析に関する調査研究事業	・介護職員の介護技能向上を目的としたコンテストを実施し、介護技能の向上のほか、様々な効果分析、課題の収集・検討を行う。 ・介護技能コンテストの効果は、単に介護技能の向上にとどまらず、職員のモチベーションの維持・向上、交流による職員同士の横のつながり形成、離職防止・定着促進、やりがい・魅力の発信など、様々な効果をもたらすことが考えられることから、コンテストの実施内容や付随する取組によって、介護技術・技能の向上のほか、参加する職員への影響、送り出す事業所への影響など様々な効果を分析するとともに、更なる効果的な実施のための課題収集・対応検討もあわせて行う。	福祉基盤課福祉人材確保対策室
○介護ロボット・ICT・生産性向上			
(介護ロボット)			
108	介護ロボット等と介護記録システムの連携やそれを介したLIFEへの連携等、入力負担軽減に資するテクノロジー活用方法の調査研究事業	○介護現場の生産性向上の取組を推進するにあたり、記録業務等の負担軽減は重要な取組である。 ○また、科学的介護を推進する観点から事業者の入力負担を軽減し、より効果的にLIFEを活用いただくため、令和6年度介護報酬改定において入力負担軽減に向けて入力項目やデータ提出頻度等の見直しを行うこととしている。 ○こうした中、一部の事業者において、LIFEと介護記録ソフトをCSVファイル等を用いて連携し、入力負担等を軽減している事例が報告されているが、入力負担軽減に資する機能や機器との連携、LIFEと連携できるデータの範囲等については開発企業によって様々であり、これらの実態を明らかにすることによって、事業者による活用が進み、入力等の負担軽減に資する取組が広がる可能性がある。 ○本事業では有識者の意見を踏まえながら、アンケート調査やヒアリング調査等により、開発企業における機器やシステム等の販売(開発)状況や、介護事業者における活用状況等を調査するとともに、今後の活用のあり方について検討を行い、報告書にまとめる。	高齢者支援課
109	訪問系や通所系サービスにおける介護ロボット・ICT等のテクノロジー活用及び介護現場におけるAI技術の活用などを通じた生産性向上の取組の実態調査研究事業	○第6回全世代型社会保障構築本部(令和4年12月23日開催)において取りまとめた「介護職員の働く環境改善に向けたパッケージ」において、在宅介護における介護ロボット・ICT等テクノロジーの導入・活用について、介護報酬などでの評価のあり方について検討を行うこととされているが、例えば、見守り機器を活用し利用者の状態把握を行うサービスなどの介護ロボット等を活用した生産性向上の取組状況について、具体的な取組内容の把握については限定的である。 ○また、介護分野におけるテクノロジーの活用において、先進的な取組の1つとして、AI技術の活用があげられるが、開発状況や活用の実態、活用する際の留意点などの情報の把握については限定的である。 ○本事業では有識者の意見を踏まえながら、アンケート調査やヒアリング調査等により、訪問系や通所系サービスにおける介護事業者や自治体、企業等のテクノロジー等を活用した生産性向上の取組状況及び、介護分野におけるAI等の技術を用いたテクノロジーの活用状況や活用する際の留意点を調査するとともに、今後の活用のあり方について検討を行い、報告書にまとめる。	高齢者支援課
110	介護ロボット等を安全に利用するための認証制度等に関する調査研究事業	○介護現場における生産性向上の取組推進のため、様々な種類の介護ロボットやICTの活用が広がりつつある。 ○他方、こうした機器の安全性や性能等について介護事業所や利用者等が確認する場合には、各メーカーの取扱説明書や商品説明のみに限られている。 ○本事業では有識者の意見を踏まえながら、各団体等で行う認証制度等の調査を行うとともに、アンケート調査やヒアリング調査等により、介護ロボット等の安全性や性能等について、介護事業者や利用者が正しく、容易に理解するための認証等のあり方について調査研究を行い、その項目についてとりまとめるとともに、報告書にまとめる。 【本事業の特記条件】 福祉用具・介護ロボット開発の手引き(平成25年度 厚生労働省)を参考にすること	高齢者支援課

番号	テーマ名	事業概要	担当課室厚生局
(ICT・生産性向上)			
111	介護サービス事業における生産性向上に資するガイドラインを活用した継続的な取組における効果に関する調査研究事業	<p>○厚生労働省では、地域医療介護総合確保基金を活用した導入支援や、導入時の課題解決を支援するため「介護ロボットの開発・実証・普及のプラットフォーム事業」における相談窓口での対応など、介護現場における生産性向上の取組の推進に係る支援を行っている。</p> <p>○他方、こうした取組は効果の創出まで一定程度の期間を要することも指摘されており、取組が中々普及しないといった現状もある。</p> <p>○本事業では有識者の意見を踏まえながら、アンケート調査やヒアリング調査等により、これまで「介護ロボット等による生産性向上の取組に関する効果測定事業」等にご協力いただいた介護事業所の追跡調査等を行い、効果を創出するまでに要した期間や取組を継続できた理由、出来なかった理由、テクノロジーやいわゆる介護助手に関連する加算等の取扱い状況などを報告書にまとめるとともに、サービス類型ごとに存在する生産性向上ガイドラインの見直しに資する情報などをまとめる。</p> <p>【本事業の特記条件】</p> <p>○生産性向上ガイドラインを参照し事業を実施すること。</p> <p>○「介護ロボット等による生産性向上の取組に関する効果測定事業」(実施: 三菱総合研究所)を参照し事業を実施すること。</p>	高齢者支援課
112	介護事業所のテクノロジー活用等によるデジタル化を推進するための地方自治体における部署間連携等に関する調査研究事業	<p>○介護現場の生産性向上の取組を推進するため、都道府県等を中心とした取組を一層推進することは重要であり、今般の介護保険法の改正により、介護サービス事業所等における生産性向上の取組に係る努力義務規定を設けたところ。</p> <p>○また、都道府県を中心として取組を推進するため、地域医療介護総合確保基金を活用した介護生産性向上推進総合事業による関係機関との協議会の開催や、テクノロジー等を活用した生産性向上や人材確保に関するワンストップ相談窓口である介護生産性向上総合相談センターの設置等の取組を行うことなどの支援を行っている。</p> <p>○他方、介護のデジタル化推進の流れにおいて、地方自治体の介護担当部門にノウハウが少なく、手が付けられないという声が多い。</p> <p>○本事業では、地方自治体が介護事業所のテクノロジー活用等のデジタル化の推進を実施していくにあたり、庁内のデジタル部門のノウハウやリソース、地方独自のデジタル関連事業の活用状況や、介護人材の育成関連の既存事業などデジタル化推進への活用可能性のある事業の探索を行い、それらをベースとした地方自治体内における事業推進の方策について検討し、手引きを作成するとともに、報告書にまとめる。</p> <p>【本事業の特記条件】</p> <p>○複数の地方自治体における介護のテクノロジー活用・デジタル化の事業実施の実績がある者による実施が望ましい。</p>	高齢者支援課
113	居宅介護支援事業所と福祉用具貸与事業所間における居宅サービス計画書等のデータ連携に向けた調査研究事業	<p>○居宅サービス計画書等については、厚生労働省がデータ連携のための標準仕様を発出し、これに準じて出力されるCSVファイルを介護ソフトに取り込むことでデータが自動で反映されることが可能となっている。</p> <p>○一方、福祉用具貸与事業所が居宅介護支援事業所に交付する福祉用具サービス計画書については標準仕様がなく、実際のやり取りにおいては、データ連携が部分的になっているという現状がある。</p> <p>○そのため、本事業では、有識者や介護ソフトベンダー、ケアマネジャーや福祉用具専門相談員等の職能団体等で構成される検討会を開催するとともに、令和6年4月に改訂予定のケアプランデータ連携標準仕様の改訂内容を踏まえ、福祉用具サービス計画書のデータ連携のための標準仕様案をまとめるとともに、具体的なユースケースを整理して事業所向けの手引きとしてまとめる。</p>	高齢者支援課
114	地域における面的なケアプランデータ連携の促進に向けた調査研究事業	<p>○居宅介護支援事業所と居宅サービス事業所間で毎月やり取りされる居宅サービス計画書等のデータ連携について、負担軽減を図ることを目的に令和5年度より「ケアプランデータ連携システム」の運用を開始しているが、自事業所のみ利用に限られる場合、データ連携が実現しないことから利用を見合わせるケースがあり、面的な利用促進が必要である。</p> <p>○そのため、本事業では、有識者等による検討会を開催の上、アンケート等により本システム利用による居宅サービス事業所の負担軽減(費用、時間等)について整理し、地域内で面的に利用を促進するための試行的取組を行うとともに、自治体、事業者団体、先進事業所等、様々な主体ごとに、面的な利用促進のポイントについて、手引きとして取りまとめる。</p>	高齢者支援課

番号	テーマ名	事業概要	担当課室厚生局
115	電子申請・届出システムの運用による文書負担軽減効果に関する調査研究事業	<p>○令和4年度より、準備のできた地方公共団体から利用を開始している電子申請・届出システムについては、令和7年度末までに全ての地方公共団体で利用始することが介護保険法施行規則で規定されている。</p> <p>○一方で、本システムの利用による地方公共団体のメリットや効果について具体的なイメージが出来ておらず、利用開始に向けた検討が進まない地方公共団体も少なくない。</p> <p>○早期の利用開始のためには、地方公共団体の業務フローの変化やシステム利用の効果を明示する必要があるが、利用開始後の効果は未検証である。</p> <p>○そのため、本事業では、有識者等による検討会を開催の上、令和5年度までに運用を開始している地方公共団体に対してアンケートやヒアリング等を行い、本システムの利用により削減された時間や変更した業務フロー、介護事業所に対するフォロー体制等について整理するとともに、本システムの利用の効果を定量的・定性的に検証・評価する。</p>	高齢者支援課
116	介護分野における文書負担軽減に関する取組や行政手続等に関するローカルルールについての調査研究事業	<p>○介護分野の文書に係る負担軽減については、「介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会」において、令和4年11月7日に取りまとめの公表を行った。取りまとめで示された文書負担軽減策の効果検証やローカルルールの実態把握等については、継続的な調査や公表が必要であるため、本調査研究事業では、</p> <p>①主に以下の事項について、自治体・介護事業者等へのアンケート、ヒアリングによる実態把握と分析を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国の様式使用原則化(令和6年4月1日施行)等の文書負担軽減策による効果検証 ・自治体ごとの行政手続等に関するローカルルールの実態把握(添付書類等) ・自治体における好取組事例の把握 <p>②自治体・介護サービス事業者等を委員とする検討会議の実施</p> <p>③前述の専門委員会での検討に資する資料の作成等を行い、令和5年度事業で作成したガイドラインの更新や報告書の取りまとめを行う。</p> <p>【本事業の特記条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○令和5年度事業の成果を踏まえ、事業を実施すること。 ○規制改革実施計画(令和4年6月7日閣議決定)「介護分野におけるローカルルール等による手続き負担の軽減」に対応した調査を実施すること。 	高齢者支援課

番号	テーマ名	事業概要	担当課室厚生局
○普及・啓発			
117	通いの場などの介護予防に資する取組の効果的な普及啓発の手法に関する調査研究事業	<p>高齢者人口を多く抱える首都圏では、介護予防の取組を促進し、要介護になる人数を減らすことが肝要である。しかしながら、プレレイル・フレイルが疑われる対象者への効果的な参加の働きかけ、さらにはその取組の定着に課題感を持つ自治体は多い。さらにコロナ禍の影響も続き、参加率の伸び悩みが認められる場合も多いのが実情である。</p> <p>首都圏では、自治体職員が高齢者に対して対面・電話で通いの場などへの参加勧奨は効果的ではあるが、人的資源の制約上限界がある一方で、書面などによる勧奨は一定の効果が見込まれるものの、無関心層の意欲を引き出すまで至っていないのが現状である。自治体の想いを伝えることで、取組に魅力を感じてもらい、継続的な参加を維持するなどの効果的なアプローチが求められている。</p> <p>本調査研究では、無関心層や軽度の認知症を抱えた人などでも思わず参加したいと心が動くような働きかけとはどのようなものか、また多くの対象者に対して拡げ定着させていく手法とはどのようなものか、アンケートによる事例収集・傾向の分析、好事例についてのヒアリング調査の実施、協力自治体での実証による効果検証を実施し、効果的で効率的な働きかけについて自治体の参考となる具体的手法を提示し、報告書にまとめる。</p> <p>【想定される主な事業内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 検討委員会の設置 2 関東信越厚生局管内自治体へのアンケート等調査の実施 3 好事例の取組を実施する自治体等の調査 4 協力自治体での実証 5 報告書・パンフレットの作成及び報告会の実施 <p>【本事業の特記条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関東信越厚生局管内において調査研究事業を実施する計画となっていること 	関東信越厚生局
○介護関連データ利活用			
118	諸外国の制度における資産の取扱い等についての調査研究	<p>○今後の介護保険制度の制度設計の参考とするべく、日本と同じく高齢化や人口動態の変化に直面する諸外国を中心に、資産の取扱い等についての実態の把握及び比較分析を行う。</p> <p>○具体的には、諸外国の制度における負担能力の判定として、資産勘案の有無や資産勘案の方法について、各国行政機関へのヒアリングを含めて調査いただくことを想定している。</p> <p>○調査研究結果について、報告書にとりまとめていただく。</p> <p>○調査対象については、日本と同じく高齢化や人口動態の変化に直面する諸外国を中心に、5カ国以上を想定している。</p>	介護保険計画課
119	介護サービス事業者経営情報の分析等に係る調査研究	<p>全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律(令和5年法律第31号)による改正後の介護保険法(平成9年法律第123号)の施行等に伴い、令和6年度以降、介護サービス事業者は、事業所・施設ごとの収益や費用などの情報の報告を行うこととされた。当該情報については、経営影響を踏まえた的確な支援策の検討に活用するとともに、国が収集した情報を国民に分かりやすくなるよう属性等に応じてグルーピングした分析結果を公表することとされている。このような状況を踏まえ、収集した情報の効果的な活用や国民にわかりやすい情報公表の観点から、当該情報の適切な分析方法及び公表のあり方等について研究等を行い、報告書にとりまとめる。</p> <p>【本事業の特記条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護事業者の計算書類や経営状況の分析に関して知見を有しており、適切に調査・ヒアリングや検討会の立ち上げ等を実施することが可能であることが必要。 	認知症施策・地域介護推進課
120	ケアプランデータの蓄積・活用に関する調査研究	<p>○令和8年度までに構築予定の介護情報基盤の一部として、令和5年度より先行運用されているケアプランデータ連携システムは、個人情報保護法の規定を遵守する観点から、データを蓄積しない仕様となっている。</p> <p>○今後、介護情報基盤にケアプランデータも蓄積していくことが想定されているが、どのような活用シーンがあるか整理できていない。</p> <p>○本事業では、有識者等による検討会を開催の上、地方公共団体、介護事業所等へのアンケート調査やヒアリング等を行い、ケアプランデータ連携を蓄積することによる活用策を検討するとともに、試行・検証を行いつつ、報告書として取りまとめる。</p>	認知症施策・地域介護推進課

番号	テーマ名	事業概要	担当課室厚生局
121	ICT・AIを用いた要介護認定審査のあり方に関する調査研究	<p>要介護認定事務については、認定審査会の簡素化等により、適正かつ迅速な認定に向けてこれまで取り組んできたところではあるが、要介護認定の申請件数が増加しており、認定事務の見直しを含めた検討が求められている。社会保障審議会介護保険部会による「介護保険制度の見直しに関する意見」(令和4年12月)でも、要介護認定の審査の簡素化・効率化を推進する観点から、ICTやAIの活用に向けた検討を進めていくことが重要とされたところ。</p> <p>介護サービスを必要な方に迅速に提供し、要介護認定に係る自治体の事務負担を軽減するため、要介護認定の審査を適正かつ迅速に実施することは喫緊の課題である。</p> <p>本事業では、要介護認定を適正かつ迅速に行う観点から、ICTやAI等の技術の発展の状況も踏まえつつ、これら技術を活用した要介護認定事務のあり方について、諸外国における状況も含めて調査研究を行い、有識者による検討会を開催した上で、具体的なあり方についての提案を行う。</p> <p>【本事業の特記条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要介護認定事務に関して、多くの知見を有する者が実施すること。 ・要介護認定に関する有識者会議を開催すること。 ・令和5年度「要介護認定適正化事業」において実施した調査の結果を踏まえること。 	老人保健課
122	介護情報を個人・介護事業所間で共有・閲覧できる仕組みについての調査研究事業	<p>経済財政運営と改革の基本方針2023(令和5年6月閣議決定)において、「全国医療情報プラットフォームの創設」が示されたところ。また、介護情報利活用ワーキンググループにおいて、介護情報基盤で共有する情報等に係るとりまとめに向けた議論が行われている。</p> <p>本事業では、当該ワーキンググループにおける検討結果も踏まえ、</p> <ol style="list-style-type: none"> ①今後、介護情報基盤において関係者間で共有することが望ましい情報 ②介護情報基盤に蓄積される情報の分析等により介護サービス利用者等が享受できること ③診療報酬改定DXの取組状況を踏まえた介護報酬上で必要な対応等について検討を行い、それぞれについて具体的な提案を行う。 <p>【本事業の特記条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険制度や介護関係のシステム、診療報酬改定DXに関して多くの知見を有する組織であるとともに、個人情報保護法や電子形式のヘルスデータの管理やその利活用について取り扱う経験・知見・実績を有する者による事業の実施が望ましい。 ・上記の分野に関する有機者会議を開催すること。 	老人保健課
123	地域包括ケア「見える化」システムを活用した地域包括ケアシステムの構築状況の把握と分析に係る調査研究事業	<p>各自治体においては、地域包括ケアシステムの構築がどのような状況にあるのかを常に把握、評価しながら必要に応じて効果的な見直しを行うことが重要である。</p> <p>地域包括ケア「見える化」システムは、地域包括ケアシステムの構築に関する各自治体の様々なデータ及び情報が提供されており、それらのデータを効果的に組み合わせることで、各自治体が、地域包括ケアシステムの構築状況の把握、評価を行い、今後の地域支援事業の展開や見直しを検討するためのツールとして最適である。</p> <p>また、見える化システムは、都県が広域的な視点から、管内の同規模自治体間の比較を行うなど、市区町村支援をきめ細かく行う上でも非常に有用である。</p> <p>しかしながら、管内の自治体において、必ずしも見える化システムが有効に活用されているとは言えない状況であると考えている。</p> <p>このため、当調査研究では、見える化システムで提供されているデータ及び情報を利用して、管内の自治体が地域支援事業の実施状況を把握・評価し、施策を検討するうえでの有用な手法を整理するとともに、いくつかの指標を組み合わせることで、こういった分析が可能であるかなどの実例を検証するなどして、見える化システムのさらなる活用方法について考察し、報告書にまとめる。</p> <p>【想定される主な事業内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 検討委員会の設置 2 管内自治体(都県、市区町村)の活用状況のアンケート調査、把握・分析指標の考察 3 地域包括ケア「見える化」システムのデータ分析、他データ等との連動に関する考察、自治体での実証 4 データ及び情報を使用した管内の地域分析結果資料の作成 5 報告書の作成、管内の自治体を対象とした報告会の開催 <p>【本事業の特記条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関東信越厚生局管内の自治体のデータ及び情報を使用した調査研究であること 	関東信越厚生局

番号	テーマ名	事業概要	担当課室厚生局
○権利擁護施策			
124	介護施設・事業所等における高齢者虐待防止・身体拘束廃止の取組推進に向けた調査研究事業	<p>①テーマの問題意識 高齢者虐待の相談・通報・判断件数が依然として高止まり傾向にあり、適正な手続きを経ていない身体的拘束等についても依然として発生し続けている現状を踏まえ、小規模事業所を含む全ての介護サービス事業所における、高齢者虐待防止・身体拘束廃止等の取組を更に推進する必要がある。</p> <p>②実施すべき事業内容 小規模事業所を含む施設・事業所等における高齢者虐待防止・身体拘束廃止等の取組として、委員会の設置・運営や指針の内容等に関する具体的な取組例や好事例について調査・研究を行い、令和5年度老健事業にて改訂した「身体拘束ゼロへの手引き」*に関する内容や高齢者虐待防止の内容等を含めた、施設・事業所等向けの普及・啓発資料等を作成する。 * 令和5年度老健事業「介護施設・事業所等における身体拘束廃止・防止の取組推進に向けた調査研究事業」(二者採択)を基本に、関連する局・課等の意見を反映し、高齢者支援課で検討し作成するもの、</p> <p>③成果物の体裁 調査研究結果については、効果的な高齢者虐待防止・身体拘束廃止等について報告書にとりまとめ、施設・事業所等が事業所内で活用可能な媒体による普及・啓発資料を作成し、各都道府県・市町村に配布、あるいはHPでダウンロードや視聴等ができるようにする。</p> <p>【本事業の特記条件】 ・調査研究にあたっては、委員会を設けること。 ・高齢者支援課で実施している、高齢者虐待防止法に基づく調査の委託事業と連携して進めること。</p>	高齢者支援課
125	自治体による高齢者虐待対応の標準化及び業務効率化に資する記録・データの活用に関する調査研究事業	<p>①テーマの問題意識 高齢者虐待の相談・通報・判断件数は、依然として高止まり傾向にあるが、各自治体において、虐待防止に資する体制整備の状況に大きな差があり、担当職員の異動等により業務に関するノウハウの蓄積が困難等の課題があることから、虐待対応の標準化及び効率化が急務である。</p> <p>②実施すべき事業内容 国が経年実施している「高齢者虐待の実態把握等のための調査」データを利活用し、虐待が再発した施設における要因等の虐待判断の標準化や再発防止に資する分析等を行う。 また、「養介護施設従事者による虐待」に関する帳票類の標準化や、高齢者虐待対応における、将来的な生成AI等の活用に資する事例について調査・研究し、高齢者虐待対応の標準化及び業務効率化について提言を行う。</p> <p>③成果物の体裁 調査研究結果については、標準化を図った帳票類等も含め、国が経年実施する高齢者虐待に関する調査データの利活用による分析結果等を報告書にとりまとめ、各都道府県・市町村に配布する。</p> <p>【本事業の特記条件】 ・調査研究にあたっては、委員会を設けること。 ・高齢者支援課で実施している、高齢者虐待防止法に基づく調査の委託事業と連携して進めること。</p>	高齢者支援課
126	認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドラインの活用及び普及啓発に関する調査研究事業	<p>○高齢化の進展や一人暮らし高齢者の増加などを背景に、地域で生活する高齢者等の意思決定の支援や、権利擁護の重要性はますます高まると考えられ、高齢者等の医療や介護に携わる方々が、意思決定支援・権利擁護推進を効果的に実践できる環境を整備する必要がある。</p> <p>○本事業では、</p> <p>① 令和5年度に実施した「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定ガイドラインの活用及び意思決定支援・権利擁護推進のあり方に関する調査研究事業」を踏まえ、より積極的な活用につながる方策を検討するとともに、</p> <p>② 活用が進んでいる先進事例の体制や活用方法を調査研究し、その横展開のための普及啓発を自治体等に対して行い、それらの結果を報告書にまとめる。</p>	認知症施策・地域介護推進課

番号	テーマ名	事業概要	担当課室厚生局
○その他			
127	1人あたり介護給付費等の地域差要因に係る調査研究事業	<p>○被保険者1人あたり介護給付費を都道府県別にみると、年齢構成要因や地域単価の違いを調整した後の費用でも、最大の沖縄県では月額28.5万円、最小の千葉県では22.7万円と1.26倍の開きが生じる結果となっている。在宅系、施設居住系のサービス別に1人あたり給付費をみても、在宅系サービスを中心として給付費が高い県があるなど地域ごとに様相が異なっており、給付費の多寡をもたらす要因を分析して、とりわけ給付費が高い地域の地域差縮減を進めていく必要がある。給付費とあわせて介護認定率の地域差も分析し、特に介護予防事業が認定率に及ぼす低減効果を定量的に把握する必要がある。</p> <p>○このため、給付費等に影響を与えられようとする要因を仮説建てし、例えば、一人暮らしの高齢者割合といった地域の高齢者をめぐる状況、通いの場への継続的な参加状況や地域で高齢者の生活を支えるための体制の程度、介護保険施設の施設数・定員数やサービス付き高齢者向け住宅の整備状況、長寿化、医療提供体制、介護予防事業の推進との関係など、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果をはじめ各種統計資料からの多変量解析を行う。</p> <p>○また、介護DBには、介護給付の実績情報の他に、要介護認定時の認定データもあることから個票を用いた集計により、同程度の状態像の方に対して提供する介護給付に地域差が生じている可能性を検証するため、介護DBの利用手続きやデータ集計のための条件等を整備してまとめる。データの利用申請に時間を要することから、実際のデータを用いた分析は次年度以降の事業を予定している。</p> <p>○近年は新型コロナウイルスにより介護サービス利用者の行動変容が生じ、給付費が変化して地域差に影響を及ぼしている可能性が予測されることから、コロナの影響を排除した場合の分析を行うなど、コロナ禍を考慮した上で分析を行う。</p> <p>○得られた定量分析の裏付けを行う上で有効とされる手段として、全国約10保険者にヒアリング調査を行うこととし、分析結果を解釈する上での知見を蓄積する。定量分析結果及びヒアリング結果を報告書としてとりまとめる。</p> <p>【本事業の特記条件】 協議額上限20,000千円を超えた応募額を可能とする。</p>	総務課
128	業務継続計画(BCP)の適正な運用に関する調査研究事業	<p>○業務継続計画(BCP)については、令和3年度介護報酬改定において、当該計画等の策定、研修の実施、訓練(シミュレーション)の実施等が3年間の経過措置期間を設けた上で義務付けられており、令和6年度介護報酬改定においては、業務継続計画未策定減算の創設や居宅療養管理指導における義務付けに係る経過措置期間の延長が行われたところ。</p> <p>○令和5年度に実施した改定検証調査によると、BCPの策定状況は策定中を含め、感染症83.9%、自然災害81.7%となっていた。一方策定が完了した事業者のうち、関係者への周知状況(感染症72.4%、自然災害59.6%)、研修の実施状況(感染症58.3%、自然災害59.1%)、訓練の実施状況(感染症35.8%、自然災害44.3%)、BCPの見直し(感染症43.2%、自然災害は44.3%)と低調になっている。</p> <p>また、調査対象には、居宅療養管理指導を含めていないため、取組状況は把握出来ていない。</p> <p>○本事業においては、有識者の意見をふまえながら、事業者に対してアンケート調査やヒアリング調査等を実施し、BCPの策定、周知、研修、訓練、BCPの見直し状況や好事例(令和6年度能登半島地震等における効果発揮事例)、課題を把握し、横展開を行うとともに、厚生労働省が作成しているガイドラインの見直し案の検討を行い、報告書にまとめること。</p> <p>【本事業の特記条件】 ○事業の実施にあたっては、令和5年度厚生労働省委託事業「介護サービス事業者における業務継続に向けた取組状況の把握及びICTの活用状況に関する調査研究事業」(実施:株式会社NTTデータ経営研究所)及び令和5年度老人保健健康増進等事業「高齢者施設における非常災害時における地域ネットワーク構築の促進及び訓練の実効性の確保に関する研究事業」(実施:一般財団法人日本総合研究所)の成果物を参考とすること。</p>	高齢者支援課

番号	テーマ名	事業概要	担当課室厚生局
129	業務継続計画(BCP)及び非常災害対策計画における他施策も含めた地域連携に関する調査研究事業	<p>○非常災害対策に基づく訓練については、地域住民との連携について努力義務とされているが、令和5年度に実施した改定検証調査によると、地域住民の訓練への参加については、参加を求めておらず、地域住民の参加はないとした回答割合が48.7%で最も高くなっており、訓練実施にあたって地域連携が課題となっている。</p> <p>○また、BCPについては、社会保障審議会介護給付費分科会において委員から、医療分野など全分野が連携した地域におけるBCPを作成する視点が必要である旨指摘されている。</p> <p>○本事業においては、有識者の意見をふまえながら、事業者に対してアンケート調査やヒアリング調査等を実施し、好事例の把握、横展開を行うとともに、地域連携や全分野が連携した地域におけるBCPの作成のあり方等について、報告書にまとめること。</p> <p>【本事業の特記条件】</p> <p>○事業の実施にあたっては、令和5年度厚生労働省委託事業「介護サービス事業者における業務継続に向けた取組状況の把握及びICTの活用状況に関する調査研究事業」(実施:株式会社NTTデータ経営研究所)、令和4・5年度厚生労働省委託事業「在宅医療の災害時における医療提供体制強化支援事業」(令和4年度実施:株式会社シード・プランニング、令和5年度実施:帝人株式会社)及び令和5年度老人保健健康増進等事業「高齢者施設における非常災害時における地域ネットワーク構築の促進及び訓練の実効性の確保に関する研究事業」(実施:一般財団法人日本総合研究所)の成果物を参考とすること。</p>	高齢者支援課
130	災害時情報共有システムの利活用に関する調査研究事業	<p>○「災害時情報共有システム」については、災害時における介護施設・事業所の被害状況を国・自治体が迅速に把握・共有し、被災した介護施設・事業所への適切な支援につなげることを目的として、令和3年9月から運用を開始しているが、介護施設・事業所の入力状況は低調となっている。</p> <p>○本事業においては、有識者の意見をふまえながら、令和6年能登半島地震等のこれまでの災害時における活用状況等に関して、都道府県、事業者に対してアンケート調査やヒアリング調査等を実施し、事業者の入力状況、都道府県等の利活用状況等を把握、見直しを行うべき事項について検討を行い、報告書にまとめること。</p> <p>【本事業の特記条件】</p> <p>○事業の実施にあたっては、システムの運用・管理を行う日本コンピュータシステム株式会社と連携のうえ実施すること。</p>	高齢者支援課
131	地域共生社会の実現に向けた養護老人ホーム及び軽費老人ホームの取組のあり方について	<p>○ 養護老人ホーム及び軽費老人ホーム(以下「養護・軽費老人ホーム」)については、地域において低所得高齢者の住まいの確保、生活支援という重要な役割を担っている一方、過去の調査研究事業等では認知度について一定の課題があることから、多様化する地域課題への積極的な取組、地域共生社会の実現に向けた取組などを通じ、社会的認知の向上も必要とされている。</p> <p>○ 令和5年度の老人保健健康増進等事業では、地域共生社会の実現に向けた取組を促進させるため、養護・軽費老人ホームに対する、助言や援助等を行うモデル的な伴走支援を行っているところだが、継続的に支援を実施し、特定の施設のみならずより多様な施設に対する、地域共生社会の実現に向けた取組の促進方法を示すため、令和6年度においては支援件数や実施期間を増加して継続して実施し、報告書にまとめること。</p> <p>○ また、モデル的な伴走支援の報告会等を開催し、積極的な横展開を図った上で、併せて報告書にまとめること。</p> <p>【本事業の特記条件】</p> <p>○ 令和2年度以降に実施した関連事業を踏まえて、モデル的な伴走支援を実施すること。特に、令和5年度「養護老人ホーム及び軽費老人ホームにおける地域共生社会の実現に向けた取組の促進等に関する研究事業」における実施状況を十分に踏まえること。</p> <p>○ 本研究事業の実施に際しては、有識者、関係者、地方自治体等による検討会を開催した上で、支援施設の選定、支援内容等を決定すること。</p>	高齢者支援課

番号	テーマ名	事業概要	担当課室厚生局
132	介護サービス相談員の積極的な活用に向けた調査研究事業	<p>○ 介護サービス相談員は、介護サービス施設・事業所利用者の相談に応じた上で、介護サービス提供事業者及び行政との橋渡しをしながら、問題の改善やサービスの質の向上につなげる取組を行っている。</p> <p>○ 近年、認知症高齢者に対して地域で支え合う体制や、独居高齢者の意思決定支援等に関する課題も指摘されている中、従来の枠組を超えて、これらの問題に取り組んでいる相談員もおり、蓄積されたノウハウの積極的活用を通じて、より効果的な活動が期待できるため、以下のような取組を先駆的に行っている者等に関する調査等も実施の上、今後のあり方等を報告書にまとめること。</p> <p>・在宅高齢者等への支援 施設や事業所等の利用者に対する相談支援に加え、意思決定支援等、在宅の高齢者に対する支援を行っている者も一定数いることから、地域の関係機関とも連携の上、相談員のノウハウ等を活かして、地域の課題に応じた従来の枠を超えた支援の実施。</p> <p>・介護サービス相談員等の人材の掘り起こし 高齢化の進展や生産性人口の減少が著しい中、介護サービス相談員をはじめとする地域人材の活用の促進が求められていることから、より地域住民がこれらの活動に積極的な参加を促す(人材の掘り起こし)方策の実施。</p>	高齢者支援課
133	介護職員等における身寄りのない高齢者等に対する支援の実態に対する調査研究事業	<p>身寄りのない高齢者等については、「身元保証等高齢者サポート事業における消費者保護の推進に関する調査結果報告書」(令和5年8月総務省行政評価局)において、身元保証人が求められている現状に係る意見として、「身寄りのない高齢者の死後事務が課題であり、現状、担当のケアマネジャーや後見人が対応せざるを得ないケースや、入居していた介護施設等の職員が対応しているケースもあり、負担となっている。」と指摘されている。</p> <p>このような意見を踏まえ、既存調査を含めた先行研究等も活用しつつ、死後事務も含め、ケアマネジャーや介護職員等が対応せざるを得ない現状について情報収集を行う。その上で、有識者や団体等による検討会を設置する等により、これまでの政府の取組等を踏まえつつ、ケアマネジャーや介護職員等における身寄りのない高齢者等の対応に係る課題や、課題の対応に適した関係者の役割や改善に向けた方策の検討を行い、報告書を作成する。</p> <p>【本事業の特記条件】 実施主体は、身元保証等の高齢者のサポート事業や、ケアマネジャーや介護職員の業務等について、知見を有しており、適切に調査・ヒアリングや検討会の立ち上げ等を実施することが可能であることが必要。</p>	認知症施策・地域介護推進課
134	介護事業経営実態(概況)調査における損益構造等の明確化のための調査・集計方法等に関する調査研究事業	<p>令和6年度介護報酬改定に係る大臣折衝において、「「介護事業経営概況調査」や「介護事業経営実態調査」において、特別費用や特別収益として計上されている経費の具体的な内容が明確になるよう、調査方法を見直し、次回以降の調査に反映させる。」とされたことから、有識者からの意見聴取や介護事業所・施設に対する調査・アンケート等を通じて介護事業経営実態(概況)調査の損益構造等(特に特別損益)の明確化に係る調査・集計方法等について検討を行い、報告書を作成する。</p> <p>【本事業の特記条件】 ・令和7年度に介護事業経営概況調査の実施を予定していること等から、本事業については、令和6年9月頃までに調査・アンケート結果(速報値)について厚生労働省に報告できる計画となっていること。 ・調査・アンケートについては、特定の介護サービスに偏ることなく把握すること。必要に応じて、会計制度や介護事業所の経営に知見を有する者の助言を得ながら実施すること。 ・協議額上限20,000千円を超えた応募額を可能とする。</p>	老人保健課
135	広域的浸水・長期浸水(湛水)被害を有する海拔ゼロメートル地帯における災害時福祉医療連携ネットワークモデルの作成を目指した調査研究事業	<p>濃尾平野における海拔ゼロメートル地帯を有する市町村と高齢者介護施設、医療機関が連携し、機能維持支援・搬送支援を行うための「災害時情報共有システム」の効果的活用方法、保健医療福祉情報の情報発信・共有方法を検討し、広域的浸水・長期浸水(湛水)地域の災害時福祉医療連携ネットワークモデルの構築を目指すための体制を整備する。</p> <p>具体的には、①高齢者介護施設における要介護・要医療トリアージの作成、②情報発信・共有体制の確立として、災害時入力システム入力用被災状況チェックリスト及び一覧表の開発、災害時入力システム活用に伴う通信機器と非常用電源の整備、情報共有システムデータ等のマッピング(見える化)・データ解析により支援活動の円滑化を図る。</p> <p>【本事業の特記条件】 東海北陸厚生局と連携して事業を進めること。</p>	東海北陸厚生局

番号	テーマ名	事業概要	担当課室厚生局
136	介護現場における身寄りのない高齢者等に対するサービス提供の実態にかかる調査研究事業	<p>○身寄りのない高齢者等については、「身元保証等高齢者サポート事業における消費者保護の推進に関する調査結果報告書」(令和5年8月総務省行政評価局)において、身元保証人が求められている現状に係る意見として、「厚生労働省からの通知により保証人等がないことを理由に医療機関への入院や介護施設等への入所を断ることはできないはずだが、現状ではいまだに保証人等を求められることが多い。(略)」と指摘されている。</p> <p>このような意見を踏まえ、既存調査を含めた先行研究等も活用しつつ、身寄りのない高齢者等が介護施設への入所時、入所中、退所時等に生じる課題や、各段階に応じた具体的な対応方法について情報収集を行う。その上で、有識者や団体等による検討会を設置する等により、これまでの政府の取組等を踏まえつつ、介護現場における身寄りのない高齢者等の対応に係る課題や、課題の対応に適した関係者の役割や改善に向けた方策の検討を行い、報告書を作成する。併せて、介護事業所・従事者による利用者の段階に応じた対応方法を記載したガイドラインを策定する。</p> <p>【本事業の特記条件】 実施主体は、身元保証等の高齢者のサポート事業や、介護事業者・介護従事者の業務等について、知見を有しており、適切に調査・ヒアリングや検討会の立ち上げ等を実施することが可能であることが必要。</p>	高齢者支援課
137	その他上記に関連すると認められる調査研究事業	上記に関連する事業を実施する。	